

第五回國會 建設委員會 議 錄 第 十 六 号

昭和二十四年五月十一日（水曜日）

午後一時五十七分開議

出席委員

委員長 淺利 三朗君

理事 江崎 眞澄君 理事 鈴木 仙八君

理事 内藤 隆君 理事 松井 豊吉君

理事 前田榮之助君 理事 村瀬 宣親君

理事 池田 峯雄君 理事 天野 久君

宇田 恒君 大西 弘君

越智 茂君 瀬戸山三男君

高田 弥市君 飛嶋 繁君

三池 信君 宮原幸三郎君

上林與市郎君 増田 連也君

笹森 順造君

出席國務大臣 殖田 俊吉君

出席政府委員 建設政務次官 内海 安吉君

（總務局長） 中田 政美君

建設事務官 財津 吉文君

（都市局長） 建設事務官

委員外の出席者

（總務局建設課長）建設事務官

衆議院法制局長 入江 俊郎君

衆議院參事 福原 忠男君

專門員 西畑 正倫君

五月十一日

松井豊吉君が委員を辞任した。

同日

松井豊吉君が議長の指名で委員に補

欠選任された。

五月十日

谷田川改修の請願（増田連也君外四

第一類第十六号 建設委員會議錄

第十六号 昭和二十四年五月十一日

名紹介（第一四六一号）

矢作橋架替に関する請願（三宅則義

君紹介（第一四六二号）

菅生沼沿岸築堤工事促進の請願（石

野久男君外一名紹介）（第一四六三

号）

七種川砂防工事継続の請願（堀川恭

平君紹介）（第一五一七号）

茶臼山地すべり防止対策に関する請

願（倉石忠雄君外一名紹介）（第一五

一八号）

犀川流域の地すべり防止対策に関す

る請願外一件（倉石忠雄君外一名紹

介）（第一五一九号）

萬野川砂防工事継続施行の請願（有

田喜一君紹介）（第一五二〇号）

兵庫縣下各河川の砂防工事施行の請

願外七件（原健三郎君紹介）（第一五

二二一号）

飛騨川上流砂防工事施行の請願（岡

村利右衛門君紹介）（第一五六九号）

の審査を本委員会に付託された。

同日

道路改良補修工事費國庫補助増額等

の陳情書（大阪府知事赤間文三）（第

三七九号）

災害復旧工事費國庫補助等の陳情書

（大阪府知事赤間文三）（第三八〇

号）

住宅金融金庫の設置及び敷地対策に

関する陳情書（大阪府知事赤間文三）

（第三八二号）

神奈川縣下の道路整備に関する陳情

書（神奈川縣町村長会長石村幸作外

四十七名）（第四〇二号）

建築物の不燃化促進に関する陳情書

（東京都中央区銀座西三丁目一番地

都市不燃化期成同盟会長高橋龍太

郎）（第四二九号）

本曾川下流改修工事費國庫補助増額

の陳情書（愛知縣海部郡本曾川水害

予防組合管理者淺野登）（第四三七

号）

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

建設業法案（内閣提出第一四八号）

屋外廣告物法案（内閣提出第一七三

号）

○淺利委員長 これより會議を開きま

す。

まず建設業法案を議題といたしま

す。質疑を続行いたします。

○村瀨委員 本法案を見ますと、建

設業の健全な発達に資するという第一

條の目的の下につくられておることは

よくわかるのであります。法案全

体から受ける感じを見ますと、すべ

て現内閣になりましてから、伸びく

と國民に息をさせようという、自由主

義と言いますか、資本主義の本体に辯

ると言いますか、その方向とはいささ

か逆のような感じを受けるのでありま

す。そこで各條にわたつて御質問申し

上げます前に、海外におきまして、

たとえばアメリカ、欧州等で、こうい

う類似の法案はどういう形で出てお

りますか、それをまずお伺いいたしま

す。

○中田政府委員 村瀨委員の御質問に

お答えをいたします。この法案は現内

閣の方針、いわゆる自由を尊重すると

いう面、そういう主義からすれば、む

しろはそれではないかというふうな

御質問でございましたが、これは前会

におきまして申し上げました通り、

建設業の健全な発達及び建設工事の適

正な施行というものが、日本の再建の

上にまことに重大である。また工事が

性質上、非常に公共の福祉にも関係が

あるという意味におきまして、日本

の、大きく申しますれば國土再建に、

非常に重大な関連を持つこの業界とい

うものを、よりつばにし、発展さ

せ、そうしてその行方工事を適正なら

しめるといふ意味でございまして、必

ずしも自由な考え方と矛盾するもの

ではないのであらうと考えます。ことに

この法律におきましては、多年業界が

望み、また業界の弊害であつたとい

うような点につきましては、むしろこれ

を育成する観点に立つて、あるいは請

負契約における欠陥等をも是正して、

よりよき当事者間の関係をつけて行

く。また登録いたしましたも、このこ

とによつて業界がますます信用を高

め、そうしてよい事業界が出現するこ

とを期待するものでございまして、

その意味におきまして、現在の内閣の

主義方針にもとるものではないであ

らうと考えます。

第二点の外國の事例におきまして

も、あるいはお手元に御配付申し上げ

たかと存じますが、外國においてもこ

の種の制度は相当行われておりまし

て、最近外國の事例等は、戰爭の關係

上新しいものがございますが、アメ

リカにおける建設業の制度につきま

しては、比較的新しいものが得られま

したので、それによりまして、大体にお

いて、御承知の通りアメリカにおい

ては州が憲法を持つてやつておるわけ

でございますが、十九の州におきまし

ては、程度の差こそあれ、大体におき

ましてライセンス主義、いわゆる免許制

をとつております。そのとり方にお

きまして、一定の工事を限度として、

それ以上のものを制限するとか、ある

いは全面的に業者のライセンスを發行

するといふような多少の差はございま

すが、この種の制度は相當廣く行われ

ておるといふことを承知いたしており

ます。

○村瀨委員 そういふ制度は法律によ

つてあるのではありませんか、あるいは規

約、約款を整備するといふような方法

で行われておりますか。

○中田政府委員 これはやはり州の憲

法によりまして、法律事項でございま

すので、州の法律で全部規律してあり

ます。

○村瀨委員 次に條文に移りますが、

二十三條に下請の不適當な人をかえる

とかありますが、これは規定しなくて

も當然わかり切つたことと思ひます。

それから二十條に入札を行う前に期

間のいるのはあたりまえのことであり

ますが、「見積をするために必要な政

令で定める一定の期間を設けなければ

ならない。」とありますが、こうい

点が、いかにも幼稚園の子供にものを教えるようなことで、私が最初申し上げたような、いわゆる自由の伸び、とした天地に國民を導こうとするのに、こういうところまで法律できめなければならぬかという疑いがある。期間というものは、この政令で定める一定の期間というのほどという程度をお考えになつていらつしやいますか。

〔委員長退席、天野委員長代理着席〕

○中田政府委員 御指摘の二十三條のいわゆる下請人の適当でない場合に變更ができるという規定を設けましたことは、当然そういうことはなくてよいことだから、別段規定がなくてもいいんじゃないかという御意見もあり得るかと思つて存じますが、おおむねここに各條文に列挙いたしました請負契約に關連する問題は、從來の事情から見まして、建設業界ごとに建設請負に關連して、最も遺憾な点はどういう点であるかというのを現実的にながめまして、その最も遺憾な点につきましては、やはり法のひとつの規定によりまして、そういうことのないように規定すること、いわゆる建設事業の請負を明朗ならしめ、またその工事の適当を期する上に必要であらうという意味で、書いてあります。もちろんこの二十三條は、元請人が一切の責任を負うわけでありまして、下請人にだれを使おうが、それは元請人の自由であるという解釈もつづいてあります。発注者の側から言いますと本當に仕事をすする者の出来不出来——もちろんこれは損害賠償等で解決する以上に重大な關心を持つておるわけでありまして、元請人が全責任を負うからというのでこ

れに発言できないということでは、あまり注文者が保護されないではないかというので、この規定を置いたわけです。二十條の方は、これもまたむしろ注文を受ける業者の方を擁護せんとする趣意に出たものでありまして、こういう規定は幼稚園のようではないかという感があるかもしれませんが、業界の事情を見ますと、発注者側で大工事を出して、本當の見積りの期間の裕余なしに、いわゆる腹藝で見積りをやつて入札に臨むというようになりまして、眞剣によい仕事をしつておらうと思つておられるのは、受ける側から見ても入念に、いわゆる良心的な見積りをするだけの期間を與えなければならぬのにかかわらず、實際においては見積り期間がないために、さうな、いわゆる腹藝的な入札をするということが、業界における一つの現象になつておるのでありまして、これにつきましても、やはり法律のこの規定によつて注文者に御注意を願つておる趣意でございます。

○村瀬委員 その大體の期間はどのくらいですか。

○中田政府委員 この政令で定める期間は、事業の範圍及び量によつて違つてあります。従つて若干こまかくありますので政令に譲つたのであります。ただ腹案といたしましては、大體今日の場合からいたしまして、二千万円以上の工事になりますと、少くとも二十日間以上の見積り期間を與えなければ、ほんとうに実地檢分ないではないかというような意味で、大體二十日間以上の期間を與えるようにしたいと考えております。

○村瀬委員 ただいまの適切な御説明で、二十條はたいへん必要であるといふことは承りました。総じて第三章建設工事の請負契約として十八條から二十五條までの條文を見ますと、二十條は今の御説明で非常に大切な條文だといふことがわかりましたけれども、一般的に第三章の條文は、法律として多少不審に思える節もないではないのであります。たとえば第十八條の「公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならぬ」とは当然であります。しかし、ならば民法に、親には孝行をしなければならぬ、夫婦は仲よく暮すべきであるといふような條文は別にいらぬのでありまして、特にこういう條文をこの法律に加えねばならぬかという立法責任者の方で、御理由がありましたら承りたいと思つておられます。

なおいままでの質疑應答によりまして、この点はや明らかになつておるのであります。片務契約であつたために、第三章はいろいろ事こまかに規定せねばならぬかという御答弁に盡きようと思つておられます。私たちがいままで扱いました関係工事の施行者におきましては、まず工事約款をつきりきままして指名する場合におきましても、その約款を御了承の上で御希望ならば入札をなさい。こういうことを三名なり五名なりに言つたものであります。それにはちやんと事故の起つたときにはどうする、期限内につくらねばならぬというような大體この第三章に掲げてあります。そのことは、ほとんど地方自治体なりそういうものでちやんとまず定めまして、

約款がない場合には設計仕様書にそれがあるわけでありまして、約款と仕様書と両方をつき合せて見まして、それによつて請負人は見積りをするのが実情であつたと思つておられます。片務契約と申しますけれども、それは官廳には一部押しつけがましいことがあつたかもしやありません。いな大いにあつたのでありまして、しかしそれはそれが間違ひであつたので、正當なものではなかつたのであります。間違ひであるものを基礎にしていろいろ繁文縟禮を設けるというよりも、正しいものを正しつておられる、新しく法律をつくられる場合には、なるべく簡潔にしてよいのではないかと。完全な契約、約款の模範例を設けますならば、この第三章に掲げられました條文の大半は、これが簡潔になるのではないかと考へるのでありまして、これに対する立法経緯を承りたいと思つておられます。

○中田政府委員 ごもつともな御質問でございます。たしかに冷靜な純法律的な解釈をもつて言いますれば、十八條、十九條等におきましては、一種の注意的といふべきか、原則的な規定になつておられるならいはいはございませぬ。しかしながらかようなことすら書いて、まして建設業界の、いわゆる合理性のある請負契約を締結せしめなければならぬというその現実の姿といふものは、実は昨日の参考人の御意見にもある何つたごとく、ことほどさうに不備な点、あるいは不足な点があつたわけでございます。もちろん村瀬委員の仰せのごとく、中には非常につばな契約をなさつております方もないではないと思つておられます。また地方公共團體等におきましても、決して請負契

約が片務的でないようないつばな約款で臨んでいらつしやる向きもないと言へませんが、われわれいろいろと調査いたしますと、かなり独断的な、つまり御都合主義的な約款の内容がございまして、これも業界にとりましては、やはりしかたがないといふので甘んじてやる。ほんとうに腹から甘んじてやるのではなくして、しかたがないから甘んずるといふような向きが、かなり少くないでございまして。そこでこの十八條以下、請負契約の内容をもつと合理的にするようにという、注意規定を設ける趣意が出て来たわけでございますが、十八條にいたしまして、これは民法の解釈からいまして、当然のことであるとも申されましよう。しかしながら請負契約といふものが、實際の個々のケースを洗つてみますと、民法上の双務契約であるにもかかわらず、ただいま申し上げたような片務契約の具体的な約款になつておる。しかしそれにも双方の行爲が成立したわけですから、文句の言ひようはないではないかといへば、それまでではございません。その、それではほんとうの良心的な工事の施行と、また業界の維持育成等から見まして妥當を欠くといふ、その現実を押さえて、あえてかような條文をつくつた次第でございます。十九條のごときを書いておられるのは、然あたりまえのことを書いておられるのかにそういう点もないでございませぬが、しかしながらただいま申し上げたような、なるべく双務契約の趣旨に合ふような請負契約を普及したいといふ念願からいたしまして、おおむね從來紛争が起りそうな、また片務的に

約が片務的でないようないつばな約款で臨んでいらつしやる向きもないと言へませんが、われわれいろいろと調査いたしますと、かなり独断的な、つまり御都合主義的な約款の内容がございまして、これも業界にとりましては、やはりしかたがないといふので甘んじてやる。ほんとうに腹から甘んじてやるのではなくして、しかたがないから甘んずるといふような向きが、かなり少くないでございまして。そこでこの十八條以下、請負契約の内容をもつと合理的にするようにという、注意規定を設ける趣意が出て来たわけでございますが、十八條にいたしまして、これは民法の解釈からいまして、当然のことであるとも申されましよう。しかしながら請負契約といふものが、實際の個々のケースを洗つてみますと、民法上の双務契約であるにもかかわらず、ただいま申し上げたような片務契約の具体的な約款になつておる。しかしそれにも双方の行爲が成立したわけですから、文句の言ひようはないではないかといへば、それまでではございません。その、それではほんとうの良心的な工事の施行と、また業界の維持育成等から見まして妥當を欠くといふ、その現実を押さえて、あえてかような條文をつくつた次第でございます。十九條のごときを書いておられるのは、然あたりまえのことを書いておられるのかにそういう点もないでございませぬが、しかしながらただいま申し上げたような、なるべく双務契約の趣旨に合ふような請負契約を普及したいといふ念願からいたしまして、おおむね從來紛争が起りそうな、また片務的に

という意味なのでございます。但し身分といたしましては、実際その会社のお仕事をなさる責任を持つていらつしやる場合においては、名義のいかんを問うわけでございまして、その実体で論じなければならぬと思ひます。ただ着眼的な存在でもいいかということになれば、やはり使用人の範疇に入るものでなければならぬということだけは、われわれは解釈上要求したいと思つておるわけでございます。

○村瀬委員 私の質問は終了しました。

○池田(肇)委員 この前私が質問したことに対する答が出ていないのですが、それはどうなつておりますか。

○中田政府委員 池田委員の御質問の中に、第五條の資格を要求することによつて、現在やつておる者でも登録ができない、登録要件を欠くことになる、そういう者の数いかに、御質問に対しては、その際的確に調査する方法がございませんので、お答えをいたしません。現在いろいろケースで推定を加えておりますが、的確にこの條項のために落ちるであろうというとは、はつきりした数字をお答えできません。ただしこの資格要件を定めるときに、実はこういう業界等の団体でお調べ願つたわけですが、一休業主ともあろう方、あるいは会社の役員、その他で土建の事業に係るなごつておられる方が、最小限度業界にどの程度おられるか、たとえば学校を出た人たちにはどんな人がおられるか、また学校を出ていないで経験でやりになつておる方は、何年くらい経験をお持ちになつておるであろうか、

その最小限度のものとはどんなものであろうかということをお調べを願ひまして、それによりまして、大体においてこの程度が最低限ということになつたわけでありませう。そこで独断で申し上げることを差控えますので、ただいまそういう的確な数字を推して、ただいまのことは申し上げたのでございませうが、大体においてはおかぬと思ひます。ただしお断り申し上げておかなければならぬ点は、軽微な工事を除外することによりまして、その点でも相当救われると思ひます。大体において、残つた業界におきましては、この條件のために非常に血が出ることは方あるまいと思ひます。

○池田(肇)委員 軽微な事業というのですが、それがはつきりしないとまた計数の答も違つて来るわけですが、その点は今成案がございませうか。

○中田政府委員 政令に譲つております。軽微な工事の範囲であります。これは実はいろいろ考へております。業界の方でも昨日の参考人の御意見の中にも修正意見が出ておりました。なわけ、とり方にはいろいろございませう。ただ立案者としてごつてばらんに悩んだ点を申し上げますと、この軽微な工事の金額を上げますと、どういふ結果になるかと申しますと、庶民住宅を建てるようなものおはずす結果になつて、いわゆる一般大衆の保護と申しますか、零細な金で家を建てるという場合の保護が抜けてしまふおそれがございます。その点あまり金額を高くいたしますと、抜けが多くなるという意味で、大衆の保護とい

う点にうらみがある。さりとてそれではうんと下の方にこの範囲を廣げて、いわゆる適用除外を狭くいたしますとどうなるかと申しますと、これはあまり小さい一人親的なものにも適用するので、この法律の要求するいろいろの條件あるいは手続等が、煩瑣な感じを國民に與えるのではないかと、欠点が一方において感ぜられるわけでありまして、その両者の悩みをどう妥結するかというので、実は苦んでおつたわけです。そこでかりに十萬圓といつたから申しますと、坪かりに一萬五千圓といつたとしても、六坪くらいのものでできない、この程度のもので登録がなくても一人親方で工事ができる。しかしちよつとした家になると、皆登録業者でなければならぬ、ということになるわけでありませう。当初十萬圓くらいといつた一つの案も考へておりましたが、少しそれは制限が少な過ぎるのではないか、もう少し適用除外の範囲を拡張したらどうかという議論もありましたので、これを三十萬圓程度の線で切るか、あるいはもつとつとゆるめて五十萬圓程度にするかというような点につきましても、法の実施までもう少し検討いたしまして、適當な線を見つけ出して政令を定めたことを考へております。ただ御参考までに申し上げますが、その筋にこの法案の審議を願つた際における、向う側の有力な所見と申しますか、御意見によりまして、適用除外を廣めることは適當でないのではないかという意見が相當強力にありましたので、その点もお含み置き願ひたいと思ひます。

○池田(肇)委員 そういたしますと、今一人の大工さんでも二十萬、三十萬くらいは工事をしている人がたくさんあるわけですが、そういう人たちは登録をして、工事をやる際には、主任技術官を置かなければならぬことになると、そういう人たちに相當痛手を與えることになりませう。

○中田政府委員 これはおそろく二十六條に、主任技術者の設置という、いわばぎよ／＼しい文字が書いてありますので、そういうお感じをお受けになつたと思ひますが、これは二十六條をござらんただけはおわりの通り、(第五條各号の一に該當する者)と書いておられますので、登録した方が第五條の、實際十年、それから中等学校程度なら五年とか、そういう登録要件にパスした人ならば、特にそれ以上の主任技術者を要求するわけじやございませぬので、そういう小さい業者に非常な痛手をこらむらせる結果には、二十六條ではならぬかと存じます。

○池田(肇)委員 それじやそれでよろしゅうございませう。次に合意契約の問題ですが、片務契約でなくして、正當な両者の立場を認めた上の契約制度にしたというふうになつておられますけれども、やはりこういう場合に、大きな資本の持主と、小資本の持主とでは、小資本の方がかなわなくなるといふ事實はお認めになるでしよう。

○中田政府委員 業界は大小いろいろございまして、またいろいろあるところ、に妙味もあろうかと思ひます。発注する仕事も大小いろいろございまして、やはり分相應な仕事をお互いに競争してやることに業界の刷新もあるし、また注文者の意図も、それによつてかなえられるわけでございます。

○池田(肇)委員 そういふかぎを振るのが建設業審議会というのだからと思ひますが、この審議会の内容は政令で定めることになつておる。これについては、先ほど村瀬委員の方から質問がありました。この審議会の中で一つ疑問に思ふことは、需要者を入れることになつておられますが、この需要者の中へは外國人は入れないということになつておられますか。その点ははつきりした御答を願ひたいと思ひます。

○中田政府委員 うかつてございませう。外國の需要者を入れるか入れないかというところは考へておられません。しかし法律の建前からいいますれば、ある建築あるいは土木の事業主、いわゆる発注者がだれであらうと需要者には間違いないわけでございます。

す。従つて外國の需要者がどん／＼参りまして、それを代表者に入れるというようなことは、おそらく實際問題としてはないと思ひますが、法律の條文の文字から申しますれば、需要者であれば國籍のいかんを問わぬ、こうお答えする以外にはないと思ひますけれども、おそらくそういう事態は現実にはないと考へます。

○池田(兼)委員 現実にないとお答えになりますけれども、今日の公共事業費は非常に僅少なものです。御承知のように、官廳管轄の工事は非常に少いものです。今の政府は外資導入をやるうとしておる。そういたしますと、外國の商社が日本にどん／＼建築されるというようにならば、日本人の需要者よりも外國人の需要者の方が比率において多くなることは、今の政府の建前から行くと思へられる。そうすると、何と言つても外國人の需要者の方が多から、審議会に外國人が入つて来ることになる。すると日本の國の法律によつて定められておる建設業審議会に、外國の意見が反映されることになるのでありますから、やはりこの審議会には外國人を入れないという建前をはつきり入れておく必要があると思ひますが、その点はいかがでございますか。

○中田政府委員 一つの理論から申しますれば、御説のような解釈も成立し得ると考へます。しかしながら日本の建設工事が少くなつて、外國資本による外國の直営的な工事が多くなり、そういうもの代表者を入れなければならぬような事態が起ることは、われわれも望まぬわけでございます。やせても枯れても日本も公共事業その他相

当な事業があるわけですから、また民間の事業につきましても、日本國民が切磋琢磨して、蓄積資本によつて日本を再建するわけでございます。もとより外國資本を導入して、日本の再建に役立つことも必要でございます。しかしながら建設工事の需要者に外國資本が大多数を占めて、その代表者を入れるというようなことは、私は万なからうと考へます。

○池田(兼)委員 あなた自身なからうというふうに保証されても、總理大臣がどういふ政策を実行するか、日本の國務大臣がどういふ考えを持つておるか、それはあなた自身には保証できないことだと思つておる。いくらあなた一人で頑張つてみたところで、それはだめであります。私はあなたを信用しないわけではないのであります。日本の政治全体を今の動向から見ると、どうして外國資本が入つて来るということが見通しできる。そうなつた場合に、建設業審議会に外國人を入れないことはならないことになるのではないかと考へることが予想されるのです。もしこれが杞憂ならばけつこうな話なのでありますけれども、そうでないこともあり得るのであります。そういう点ではつきりした政府の態度が保証されませんと、安心ができません。あなた一人がそういうことがないと思つただけでは信用ができませんのであります。その点いかがでございますか。明瞭な文を入れておいていただきたいと思ひます。

○内海政府委員 たいだいの御質問であります。外國人を審議会の委員の中に入れることは全然考へておられません。対象となるのが日本の領土内における日本人という考へをもつて立案したのでありますから、日本の領土内におけるこいつた建設事業等に対しましては、日本人によつて構成する審議会でなければならぬという考へを持つております。

○池田(兼)委員 次にこの間参考人が参りましたときにも、同様の質問をしたのであります。日本の建設業者に不正が多くて、そのために國民が非常な損害をこうむる場合がある。そういうことをなくするために、今度建設業法が出されたのであるということ、提案理由の説明の中にも書いてあるのではありません。しかし日本の建設業者に不正が多いということは、必ずしも監督が不十分であつたとか、業者が悪い者がいるとかいふことではなくて、もつと別な原因があるのではないかと考へるのです。たとえば土建献金事件というのがあります。たゞ政府と土建業者が結びついていないと仕事ももらえないし、もうけにもあずかれないというわけです。日本の政治は昔から土木建築業者と深い結びつきがあつたのです。これはほかの業者もそうでありますけれども、特に土建業者においては、政治あるいは官價機構と密接な結びつきがあつたのです。ですからこういうところにメスを入れませんか、今度の法律だけでは土木建築業者の不正をなくすることはできないと思ひます。登録というのをいいたしとしますと、これはこの前瀬戸山委員も指摘されておるところでありますけれども、登録した業者は非常に優秀な業者だということになります。ところが登録の條件というものは、この條文にうたわれておる通りで、その登録の要綱にあてはまつた業

者が、必ずしも誠實な業者であるとは限らない。にもかかわらず、登録された業者は正しい業者だということになつていけば、ベテランにひつかる率はかえつて多くなる。こういうわけで、不正な建設業者を排除する意図は、今度の業法ではちよつと達せられないのではないと思ひます。日本の建設業者が不正をやらぬでも、その業態をどう改善して、公共の福祉に寄與できるような政策、法律を考へなければならぬのじやないかと思ひますが、そういう点について、現在政府で何か考へているところがありましたら、説明していただきたいと思つております。

○内海政府委員 たいだいの池田委員より、何か建設業と、あるいは政府当局といつたようなものの中に、しばしば疑獄事件のようなものが発生しておるために、今度の法案の提出を契機として、何かこれを防止することについて考へておらぬか。こういうような御質問のようになつておるのですが、日本の現段階におきましては、まずもつてこの建設業法案程度をもつて進めておきまして、そして現在展開されておるいわゆる日本の経済なり、産業の再建なり、あるいは公共事業の完遂を期して行きたいと思つておるのです。今言つておる疑獄事件というものは、國民全体のいわゆる道義心にまつべきものであつて、一つの建設省独自の見解をもつてこれを防止するといふことは、なかなか容易なことではないと考へております。現段階におきましては、この建設業法をもつてやるといふよりほかに、お答えする道はないのであります。

○池田(兼)委員 ところが、そういう日本の官價機構そのものが、非常な欠点を持つておる。少くともそういう實際は、これは幾多あげることができ。そういう官價機構であり、そういう政治機構なんでもありますが、そういう官價機構が、業者のところに行つて何だかんだ監督をやつても、その監督なるものは、はなはだ不完全なものになりやすいと私は考へる。安本に経済調査の機構がありますけれども、しかしあの安本の機構が一体今まで何をやつたか。實際特筆すべきものは何にもない。ですから、日本の官價機構が業者に立ち入つていろいろの調査をやつたり、いろいろの検査をやつても、その実績というものは相当疑わしいものがある。むしろそれによつて官價機構を強大にし、業者がその官價機構に屈服して、そして贈收賄のようなことをやるような危険性が、そこから出て来ると私は考へるのであります。そうしてまたそのことは、民主自由黨の官價政治を打倒するといふ政策と、むしろ反するようになつておるのではないか。そういう点をお伺いしたいと思つております。

○内海政府委員 官價機構を打倒するとか、あるいはそういう弊害を排除するために、官價機構を根底から破壊するのだというような考へは持つておられません。官價といへども、やはり日本の國民であります。現在のこの行政組織におきましても、御承知のごとく皆さんの中から選ばれて、あるいは國務大臣となり、あるいは近く発足するところの参政官の制度のごとき、さらに現在まで存続したる、いわゆる官價独

善の根本の思想を打ちこわさんとしてつ進んでおるのであります。この際、池田委員の御説のごとく、官僚を打倒するといふような考えは毛頭持つておられません。

○池田(兼)委員 次官にお伺いいたします。そうすると、官僚機構をむしろ強化するような、業者に対してさういふ監督権というようなものを今度新たに設定するといふようなことが、むしろ業者と官僚との贈收賄と言つたような、さういふ不正事件を発生させる原因になるといふ私の質問に対しては、いかがでございますか。

○内海政府委員 それのために、今日さういふ常任委員制度などというものがあつて、あなたの方の欲するところ、あなたの方の考えるところは、この委員会において堂々と御質問もできることになつておるのであります。これが民主政治と言はずして何をか言わん、さう考へるのであります。

○池田(兼)委員 その点なんです。ところが、われ／＼立法院の議員は、あなたの方の行動に対して、むしろ今のところあなたの方の主で、議員が従つていふような関係に置かれておる。一例を申し上げますと、たとへばこの河川にどれだけの金をやるのか、どこの府縣にどれだけの金をやるのか、というところについて、私は大臣に口をすつぱくして質問しておるのであります。これは災害特別委員会でも私は質問した。ところが大臣は、頑として口を開かない。結局最後に何を言ふかといふと、私どもは行政権を持つておるのであります。あなたの方にお答へする必要はない、ここまで極言しておるのであります。さうなりますと、あなたの方、つ

まり政府の行政機関のやり方に対して、実際から言つて、立法院の議員は、監督権といふか、さういふものは実は持つていない。河川に対して、あるいは府縣に対する國庫補助金のよなものが、さういふふうに使われおるか。そこにボスの介在とか、あるいは運動の強弱によつて、その多い少いがきめられておはしなかつたかといふふうなことに、私どもは知つて、さうして正しい政治をやつて行きたいと思つただけでも、大臣はこれは話さないのではありません。さういふたうに、われ／＼が官僚機構に対して、少くとも建設省に対して、本委員会が監督をやるといふふうなことは、なか／＼できない。これはむしろ大臣、次官初め、もつと常任委員会といふものを重要視してくれなければならぬだといふ結論になると思つておる。

さういふ一つ質問したいのですが、建設工事本部に、これは特殊資材ださうですが、時價六十億に上る建設資材があるさうであります。これが今後どういふふうに分けられるか。今後建設審議会というふうなものができまして、この審議会に集まつた業者などによつて、不正に配分されるようなことがあつてはたいへんなんであります。この六十億の資材といふふうなものが、さういふふうに分けられるものであるか。これは明瞭に知つておきたいと思つておる。これは建設業法とは直接関係はないけれども、建設業法といふ点において、やはり参考までに聞いて置きたい問題でありますから、お答へ願ひたいと思つておる。

○中田政府委員 建本は、今度の建設省の機構改革によりまして完全になつて、ほんとうの意味におきまして、各部門に吸収されて建設能力を発揮していただくことになるわけであり、昨年の七月以前は運輸省に運建と称して、海軍の施設本部の方々、及びその施設局に保有しておつた復興資材を、一括保管轉換いたしました。もちろん保管轉換と申しましたが、有料でございますが、さうして運輸省の復興に當つたわけでありまして。そこで去年の七月、これを建設省誕生とともに引継いだわけでありまして、爾來建本となつて、いろ／＼な當該その他の日本の國土再建に役立つて参つておるわけでありまして。従ひまして資材の主要なものは、大体において私の承知しておる限りにおいては、ほとんどストックが少なくなつておるようになつておる。ただいろ／＼な雜品その他ござ／＼したものは、まだ整理未済のものがありまして、これにつきましても十分整理して、ほんとうに有用な公共事業等に、材料のないときでありまして、これを活用しようといふのがみそでございます。これを一部が業界に流すか、また建設審議会でもよくわけ合ひをするのではないかと、さういふ御懸念は、毛頭ございませぬ。それから六十億とかいふお話をたゞいま承りましたが、私寡聞にしてさういふ膨大なものがあるといふことは聞いておられません。またよく調べましてお答へしてもよろしゅうございませぬ、ともそんな資材のあつてはございませぬ、ないと思つておる。

○淺利委員 ちよつと皆さんに申し上げますが、会期も切迫しておりますから、なるべく法案の实体に触れた御質問を先にして、時間がありましたら廣汎な質問をなさるといふ方針で御質問願ひたいと思つておる。

○池田(兼)委員 しかし法案がさういふふうな運営されるかといふところが、実は問題なんです。今までの政府の法案を見ていまして、法文はなかなかいいのです。労働組合法だつて民主的なものがうたわれておる。ところが労働者が運営される段になると、これが労働者を圧迫し、正当な権利を侵害するようになつておる。ですからこれがさういふふうな運営されるかといふことが、私たち一番心配するところなのであります。問題は、はなはだ恐れ入りますけれども、問題が多面的になつて來るのではありませんか、もうしばらくお願ひしたいと思つておる。

もう一つ最後に御質問いたします。建設業を維持育成するといふのでありますけれども、何といつても現在建設業者が一番困つておる問題は、仕事がなくつたといふこととあります。御承知のように終戦処理費による工事も減少してあります。公共事業費も五百億、地方財政も破綻してあります。群馬縣などでも、去年の災害復旧のため莫大な借金を背負ひ込んで、非常に困つておるさういふ話を聞いておる。さういふ話からいへば、建築といふようなことであります。共産党の言ふいわゆる人民大衆の窮乏といふやうなもの、あるいは経営不振といふやうなもの、あるいは減小が見られておる。ですから建設業者といふものも、以前のやうな繁榮を期することはできない

い状態に追い込まれておるのであります。さういふときにこの建設業法が出されるといふことを私たちが考へてみますると、これは結局ほかの事業会社などになされておるさういふ、政府の一種の集中生産方式、大業者だけに仕事を集中して、さうして中小業者に対しては、むしろこれをさういふ需給関係から除外してしまふといふやうな、さういふ政策の現われであるといふふうな、やはり考へられるのであります。さうでないとするならば、やはり根本的には今の工場の量をどん／＼ふやして行く。ことに当面日本において喫緊の要務とされておる公共事業、河川、住宅、さういふものに対して、政府がどん／＼工事を進めて行くやうな方式を進めないと、實質的に、私が今言つたやうな集中生産になるおそれ十分あると思つておる。政府の注文量が非常に小くなつて業者が多過ぎる。さうすれば結局自由競争で、大業者がさういふ事業を独占してしまふといふことは、これははつきりしておることと思つておる。ですから、さういふことをなくするたためには、やはり公共事業を大々的にやつて行くことにならなければならぬと思つておる。しかもこの公共事業をやれといふ日本全國の國民からの要望が、これは請願書などにも現われておる通り、実に今議会にきびすを接して出ておるといふ実情なのであります。でありますからして、まず政府の御決意のほどを承つておきたいのですが、一体公共事業をどん／＼やる意思があるものかないものか。大蔵大臣は、外國から一千七百億円で、それが來ればその援助資金を公共事業の方にまわすといふやうなことを言つたといふこと

てこしらえた。それから村の小さい業者が請負つて堤防をこしらえた。それがはからず同じ河川に同じような形であるが、しかしその村の小さい請負業者のこしらえた堤防は、こしらえるときに、この堤防は決して流れませんと請負業者は豪語してこしらえました。それが昨年の水害、一昨年の水害ともにしつかりと水から守つておつた、その下にある大きい業者が下請に出してこしらえた堤防は、二度ともろくも流れて人家を四、五軒流した、こういう実例がありますが、こうした例は日本の各所に散在しておると思いますが、これに対してこの小さな請負業者も生かしておく何か道を考えて、これを有効に使つて行くことこそ、日本の建設業あるいは土木請負業がしつかりと行くことではないか、こんなふうに考えますが、その点について何か……。

○中田政府委員 堅実な業者でございませう、その小さい大きいということとはあえて問うものではないと、いせんし、企業単位の大中小というようなことは問題でなくして、個々の企業単位が大なれば大なりに、小なれば小なりに、堅実であるということこそそれわれの最も望むところであり、また世間一般もそれを望んでおるところであります。そこでこの第五條の登録条件で、そういう小さい方がこの条件に当てはまらぬために、残念ながら選に入らぬじやないかという御懸念じやないかと思ひます。しかしこの条件も最少限度の条件と考へて立案いたしましたわけでも、中等学校を出ましたのは五年間、それから専門学校以上を出た者は

三年間実際に仕事をやつた経験のある方——何も學歷を論じてはおられませんので、學歷はなにも十年間やつた方ならば、この資格がある、こういうふうに見たいらひだらう、こういう意味でこの程度のことば、御本人あるいはその方が信頼してお使いになつておる使用人のうちに該業者があれば、それでよろしい、そういう趣意の最少限度の条件でありますので、大体において天野委員のお話になつたような問題が、あえなく漏れてしまふというふうな方は、万あるまいと存じます。今日午前参議院の方の証人の意見を拜聴したのでございませう、その中にも、十年くらいは実務の経験がなければならぬ、むしろこの法律にも学校出て三年、五年では経験が少な過ぎる、少くとも人さまのものを預つて仕事をやつて行く上においては、十年くらいは必要じやないかという御意見すらあつたわけでございますが、そういう意味で、業者として御本人あるいはそのお使いになる方の一人くらいは、ぜひともこの程度の経験をもちになつた方が望ましい、こういう意味でございますので、おそろく御指摘のような場合も、この條文のために落ちるといふことは万あるまい、こう考へております。

○天野(久)委員 それからも一つ、これは條文ではありませんが、お尋ねいたしておきたいと思ひます。これは多く土木請負業に関係があります。今までかりに各河川に町村を守るべく堤防をこしらへる、その場合に官の監督者と請負業者とが仕事をしつてまう。ほんとうの利害関係のある町村民は、これに關せずえんの形で、また

これにくちばしを入れることもできない形になつておられますが、私はこれがほんとうの利害関係民が、何かの形でこれを正規な監督ができる條文を入れて置いたら、今後において非常に有効ではないかと考へます。この点のお考へはいかがでしよう。

○中田政府委員 たしかに私もその点は何かも足りないと言ひますが、何か不十分な点があるのではないかと、思ひます。一人でございませう。ことに一朝洪水のときには、財産、生命なり耕地なりを氾濫破壊せざるというふうな、地元の重大な利害関係というのを考へますと、たとい河川法で縣知事が管理しておる川とはいひながら、縣廳の役人の監督だけにまかせて、地元の方で働かぬやうな感じを受けても、発言権がないという点は、何かこれを是正する道がないものか、こういう点については、私も天野委員と同感でございます。そこでこれは私思ひに、今の日本の河川法というものについて、根本的な再検討を要するのではないかと——これは私個人の考へでございますから、役所の意見とお聞き願ひいたします。これははなはだ恐縮いたしますが、かりにその川の流域の關係者によつて、たとへば管理委員会とかあるいは管理者とか、その川をほんとうに守つて行くというやうなものができて、その判断により、またその設計によつて工事が進められ、あるいは維持ができ、補修ができるというやうなことに、日本の河川法をしない、ただ縣廳の役人だけにまかせたのでは、どうも地元としては不満足であるというやうな感じがいたしますので、これは河川

にしましても、山腹から河口までの間の流域の關係住民が、その大事な川に非常な愛護の精神と責任とを感じるやうな、河川法の仕組みを今後考へなければならぬじやないか。こういうことを私は日ごろから考へておる一人でございます。今の御趣意の点は、この建設業法ではちよつとまかないきれぬかもしれませんから、いづれ河川法なり、道路法なりの基本の法規を再検討いたしましたして、十分御意見のあるところを取入れて、また國會に御審議を願ひようように努力してみたいと思ひます。

○天野(久)委員 たいへん御理解ある御回答を願つて喜んでおります。河川法によつてこれを補おうというお話であります。實際この問題は大きな問題であつて、今現実に利害關係者がこれから離れておる。かりに自分が建築物を請負するならば、その使用する人が必ず世話をします。けれども國の河川の堤防においては、利害關係者が別に離れておるというところは、一つの不思議なやうな存在でありますので、どうか河川法なりあるいは何かの法案をつくるに際して、その河川の關係者、あるいは團體というやうなものが、その工事に對しては監督権を持つようにお願ひがいたしたいと思ひます。

雇いという名によつて脱法しようという意圖が明瞭な場合はいけません、ほんとうに日雇いでやる場合には、この法案とは全然關係ございませぬ。それから前段の問題でございませうが、三十條にこういう規定を設けてございませう。「建設業者は第二十八條第一項各号に該當する事実があるときは、その利害關係人は、当該建設業者が登録を受けた建設大臣又は都道府縣知事に対し、その事実を申告し、適當な措置をとるべきことを求めることができる。」つまり工事をやつておるのに不正がありやうだ、どうもこいつはだまつておれぬという場合には、その利害關係人は監督廳に事実の申告をして、適當にあれば処置してくれということが求められるというのを書いておきます。これはなるべく不正の事実がないやうにという意味の、一種の予防的方策でございませう、ただ河川をやる場合に、その河川の沿岸の地元住民がその利害關係人に當るかどうかは、ちよつとむりなやうでございませぬ。

○天野(久)委員 私の質問はこれで終ります。

○淺利委員長 松井君。

○松井(豊)委員 他の委員諸君から、本案に對しては具體的質疑應答がございませう、私の申し上げることはごく少いのでありますが、二、三の問題を簡単に伺ひたいと思ひます。

まず最初に本案が通つた場合には、一應希望請負人の選定にあつては、まず登録名簿の閲覧ということが最初に起ることと信じておりますが、これらの登録所は各府縣——それは人口にもよるでしようが、一休何箇所くらい

も五千万、八千万、一億に近い立てかえをして、一應工事の責任を負うておる。そうして下請に分配して、すみやかに完成したという実例もございませうけれども、こういうふうには、この法の裏には相当弊害があることを私どもは認めておりますが、これらの点については、当局はどういうふうなお考えをお持ちしておりますか。

○中田政府委員 三十條の規定は、もちろん注文者等の利害関係人を保護する意味で規定を設けたわけでございまして、これを濫用することを認めるわけではございません。ことに三十條は、第二十八條の第一項各号に該当する事実があるときという限定をいたしておりまして、どえらいひどいことがある、これをだれにも訴えることができないというのでは、保護ができませんというので、その救済を意味する規定でございまして、これを濫用するといふおそれについては、かえつて私はこの規定くらい設けて保護した方がよいのではないかと、こう考えておるわけでございませう。

それから、一般的な不景氣になりまして、仕事が減つて来るから、注文者の方でよい業者を十分選択するチャンスがあり得るから、この法律を施行しなくても法律を施行したと同じような結果が得られるのではないかと、根本的な問題についての御質問でございましたが、しかしながらこれは、確かに一つのお考えであろうと存じますが、不景氣になりますればなるほど、業者の競争は激しくなります。その激しくなる過程において、必ずしも公正な意味の競争というばかりではない場合があり得ることは、これは競争場裡

における一つの通念でございませう。従いまして、景氣がよくなつて、仕事がたくさんある場合には、非常にまたものが乱立して、いわゆる世に言ういがかがわしいような業者も多くなることございませうし、また景氣が悪くなつて、仕事が少くなつた場合においても、仕事の取合いから来る非常なトラブルというものも考えられるわけでございまして、従つて本當の意味の個々の業者の健全な発達ははかつて、そうして仕事をうまくやつていただくというためには、この程度の法律の規定は必要ではないかと、こういう趣意でこの際立案したわけでございませう。

○松井(豊)委員 先刻天野委員から御質問がありました、技術の堪能な、たとえば資格を持たない業者でありまして、それは採用されるような御答弁でございまして、その條項によりまして、学歴、経験、その他はここに出ておりますが、ただ十年の技術者という人たちは、その十年の資格というものを、市町村がその経歴によつて認めていただけることは当然と信じておりますが、たとえば五年でも、七年でも、十年以上の技術を持つた人より以上でございませうという人がたくさんあると思ひます。なおまたこの法案に示された資格を具備した技術者を雇ふことのできない、またこの法案に対する資格を全部そろえてやる力がないという人もたくさんございませう、そこで今はなか／＼時代もうるさいときでありまして、これらの下の方の人には盛んに反対の聲がある。一昨日あたりでも、経験者の代表者を呼んで、いろいろ聴取いたしましたけれども、いずれも代表者という人たちは、あらゆる角度か

ら研究されておるでしようが、全国五十数万人の人が業を営んでおりますが、それらの末端の方面まで一々行き届くものにはございませう。これらの実情に對しては、大きな弊害があるのございませう。でありますから、この十年をあるいは五年にするか、たとえば技術者を一人かかえて、事務所を建てて、そして成規の手續をして営業がでない者があつて、これに對してはもう少し適当に研究する必要があると私は信じております。でありますから、まだこの程度では國民が納得しないのではなからうかと私は信じておりますが、その点についてお伺いします。

○中田政府委員 小業者におきまして、第五條の各号が要求しておる條件を満たさない者がたくさんあるのじやないか、しかも満たせないからといつて、相當の實力を持つておる者があるのではないかと、御意見でございませうが、この各号の要求をいたしまして、その事業の責任者であられる業主、あるいは信用してお使ひになつておる使用人のうちの一人がこういう條件が必要だといふことになつたわけでございます。この程度の技術的な経験といふものは、少くとも人さまの家なりあるいは大事な仕事を引受けていただく者としては、せひともこの程度のもので要求した方がよいのではないかと、ことに経験十年といふことを立案いたしましたのも、各事業者團體、ことに中小の事業者團體等の御援助を得まして、労働者としては別でありませうが、ほんとうの業者として人を使つて請負当事者になる方々の、学歴は別として、実務の経験はどれくらいである

うといふことを、お調べ願つたその結果は、大体十年くらいはやつておるだらう、まあ少くとも十年くらいはやつた者でなければ、人さまのものを預りすることはできないだらうといふ、実情を調査しました結果、この経験年数を十年と算定した次第でございませう。

それから事務所等のお尋ねもございましたけれども、別にこれは特に事務所を設ける必要はないのでございまして、御自分の家でおやりになるのは、御自分の家が営業所でございますから、別に営業所を設ける必要はございません。従いまして、實際においてこの程度の條件は満たしていただけるものと考へております。しかしながらこの程度の條件のない方で、あるいはそういう特殊な天才的な方があつたという場合にどうするかとおつしやれば、それまででございませうが、制度としましては、大体においてこの程度は妥當ではないだらうかと、こういう趣意で立案いたしました次第でございませう。

○淺利委員 ちよつと速記をとめてください。

○淺利委員 速記を始めて……

したためるために、各市町村に特別な代願人ができると思ふ。この物資の不足のときに、数十枚の紙の必要がある、手数もかかる。私はおそらく一件一万何がしかかかるのではないかと思ふのです。それはなれど来れば別でありませうが、なか／＼今までの経験から言ひましても、非常に注文が殺到して、なか／＼その書類が完全にできない。そういう關係で、おそろく大工さんの資格のない人が技術者を頼む。一箇月五千円なりあるいは八千円なり、一万円以下で食えないから、それくらいかけて頼むと思ふ。従つて小さい二十万か三十万の建築を請けたと仮定いたしましたも、実費というものが高くなるのではなからうか、こういうことが心配であります。これはおそろく事實でございませう。大工さんも、勢力のある人は、五年であらうが、七年であらうか、この法に資格がないからといつて、おそろく営業を放棄しないと、おそろく兼務なり、あるいは正式に頼むなりのかつこうで、この法案に大体當てはまる人を頼むでしよう。たとえば囑託にしても、一箇月五千円くらいとられます。そこにおい

のときに、さわめて大損をするのではなからうか、こういうことは私どもの調査において事實あるものであります。でありますから、これらの問題は、少くとも金額においてかきに通ずる程度でなければ、たいいてい建築主が一層負担を増すのではなからうか、こう思ふのであります。これらの点については、いかかでありませうか。

○中田政府委員 経験の十年という点

○中田政府委員 経験の十年という点

て、こういう点を修正することについて考へて見てもどうかという一つの委員会の方へしかるべく傳へてもらいた

これは関係方面としても、あくまで参

考意見であつて、これをとるとならない

は自由な委員会でおきめを願ひたい、

そういう趣旨でありますから、その趣

旨においてお傳へする次第であります。

大体この法律を通じて、國民の権利

を制限する規定があるわけでありませ

けれども、それについては、でき得る

限りその立場を尊重し、かつまたでき

得る限り廣く一般の意見を、公聴会等

を開いて聞いた上でするようになつ

ておりました、各條項について、ひと

つそういう線に沿つて考へてみたらど

うかというところであります。それで三

條、四條あるいは五條等につきまして

も、何かそういうふうな道があるか

どうか。特に七條につきましては、こ

れは府縣知事が廣告物の設置につい

て、直接國民に制限をするわけであり

ますので、この七條の規定を働かせる

場合等においては、相手方に対して抜

打的にやらないで、あらかじめその趣

旨をよく知らせるおいて、また不服が

あるならば、それを公聴会等で十分意

見を述べる機会を與えたらどうか、こ

ういうことを言つておりました。この

七條の点につきましては、私もその点

はしごくけつこうと思つて、このこと

を、私の個人の意見としては言ひまし

うのは、府縣会でこれを定め、かつそ
の場合に地方自治法で公聴会を開く道
もあるように思ひますので、それにそ
ういう複雑な規定をきめることが立法
技術上いかにどうかというところは問題
だと考へますけれども、前の方の規定
でも、もう少し法律でこまかく書くこ
とができるならばさらさらいいのじやな
いか、かように考へるのであります。
それだけをお傳へいたしまして、当
委員会の御審議の際の御参考に供した
と思つて次第であります。

○池田(兼)委員 憲法二十一條に「一
切の表現の自由は、これを保障する。」
といふことになつておりました。それを
この條例で大分制限するわけでありま
すが、特に三條、四條、五條、六條、
七條においてこれを制限するわけであ
りますが、それと憲法との關係につい
て、ひとつ詳しくお答え願ひます。
○入江法制局長 私の考へますところ
では、憲法二十一條におきまして表現
の自由を保障しておりますが、やはり
公共の福祉に反する場合には、法律で
これを制限することは可能であると考
えるのであります。ただいま御指摘の
この法律の三條、四條等につきまして
は、一つの表現の自由を制限すること
になつておりますけれども、それはや
はり公共の福祉に反する限度において
この規定ができてゐるものと考へるの
であります。そういうわけでありませ
うから、できる限り相手方の立場を尊重
する規定にしておいて、それが制限の
最小やむを得ないものであるとする
といふことが、立法技術としては必要か
と思ひますが、憲法上の制度から申し

ますと、こういうふうな規定があるこ
とは、たとへば憲法違反であるといふ
ことは憲法違反であるとは考へないの
であります。
○池田(兼)委員 そこでその憲法に違
反する行為にならないようなそういう
制限をやることは、都道府縣條例でき
めることになつておりました。そうす
ると、この法案でその限界をはつきりき
めておかないと、それらの都道府縣
の議會で、あるいは憲法違反をやるか
もしれないといふ心配が出て來るので
あります。従つてこの法案においてそ
の点をもつと明確にしておかないと、
たとへば美觀風致あるいは公衆に危害
を及ぼすもの、こういう漠然たる範疇
では、非常に今後疑義が生じて、紛争
を巻き起す種になるのではないかと
いふに考へられるわけでありませう。
従つて美觀風致を害するといふのはこ
ういふものか、公衆に危害を及ぼすも
のはこういうものかといふ、その限界
がもう少しはつきりしなければいけな
いのじやないかといふふうに考へられ
るわけでありませう。特に問題なのは、
五條でありませう。ここでは「形狀、面
積、色彩、意匠その他表示の方法」と言
つておりました。これで廣告物を表示す
るものと思つて制限するといふよう
なことになるのでありませう。こゝな
りませうと、憲法違反の疑ひが出て來る
のではないかと思ひますが、こゝうい
う点に關して御答弁願ひたいと思つて
あります。
○入江法制局長 ただいまの御指摘の
点は、條例で定めることがほんとうに
公共の福祉を保持するために必要であ
る限度を越えれば、まさに憲法違反に
なると思つてあります。五條等の油

定によつて、こういうふうな規定があ
りますと、一番迷惑するのは國民で
ありますから、そういうことがないま
うに、この法律でどういふ方法が美觀
風致を維持するために必要であるかと
いふことを、説明的に書くことができ
れば、それは非常に望ましいかもしれ
ませんが、これは立法技術的に申しま
しても、なかく困難なことであつ
て、できるだけ知恵はしほつて、考へ
たいと思ひますが、よほどむづかしい
ことのように思つてあります。それ
で條例でもつてきめる際に、十分府縣
議會においてこれを討議し、また一般
的に府縣議會において公聴会を開い
て、規定の内容を審議してもらつて、そ
ういふふうな規定をきめる段階にお
いて、でき得る限り民意を入れ、また公
正妥當なものにする方向へ持つて行く
ことによつて、それが救われるのでは
ないか。これに積極的にどれが美觀風
致を維持するために必要なものである
かといふことを書くことは、なかり、
技術的には困難ではなからうかと思
ひます。
○池田(兼)委員 これに入れることは
技術的に困難ではなからうかといふ御
答弁であります。現実には、たとへば
公安條例などの問題で、そういう憲法
違反の疑ひがあつて、またそれを變更
して出さなければならぬといふ問題
もあつたわけですね。現実には大阪など
の例で公安條例があつた。そういういま
すと、この問題もやはりそういうこと
が起り得るのではないかと、こゝが
考へられるのでありますから、本委員
会において、この点をもつと明確にす
べきではないかと私は信ずるのであり
ます。もつと具体的に申しますと、た

とせば警視廳の前であります。お堀
端の交通標識に「危い」という漫画の太
きな廣告があります。ほくがあれを見
ると美觀風致を害するやうな感じがす
る。ところがまた議事堂のまわりに「首
切反対、労働法規改正絶対反対」とい
うビラを見ますと、私は別に美觀風致を
害せぬと思つてあります。見る人
によつてはあれは美觀風致を害する
と考へられるだらうと思つて。そこでどう
しても、美觀風致は見る人々によつて
みな違つて來る。思想によつて、階級
によつて、立場によつて違つて來る。
だからその点をはつきりしておかない
と、日本には階級がいろいろあります
し、職業もいろいろありますし、思想
系統もいろいろありますから、これを
民主的に決定するといつても、ちよつ
と困難じやないかと思つて。都道府縣
これを決定させるといつても、都道府
縣は實際の上の問題としてできないと思
ひます。もつと具体的に言ひますと、
こゝういふのがあります。水戸市の銀
杏坂といふ所の下に貯蓄の看板が出て
いる。これがどういふことを書いてあ
るかといふと、「金だ、金だ、金さえあ
れば。」こゝういふポスターです。そうし
て眞一がお宮を足げにしている絵が出て
いる。ほくに言わせると、これはは
なはだ美觀風致を害する。場合によつ
ては公衆に危害を與えると言つていい
と思つて。ところがまた貯蓄を奨励する
立場の人から見ると、これは堂々たる
いいポスターだといふことになるので
す。それから電車の横腹に「税金を納
めましよう。納めない」と処罰されま
す。」といふポスターが張つてある。こ
れは不当な課税を課せられてゐる者に
とつては、はなはだ目にさわるポス

ターなんです。税務署に言わせるとい、看板なんです。この点を明瞭にしておかないと、共産党や民主団体のボスターは取締るけれども、貫一お宮のボスターはまずく出される。こういうふうになつて来るに困る。この点美観風致というふうな漠然としたことではなくて、もう少しはつきりした内容で取る方がいいのではないかと考えられる次第であります。その点ひとつお願ひいたします。

○入江法制局長 たいま御意見はお説として拜聴いたしますが、私は衆議院の法制局長でありますから、原案者の立場に立つては、原案者ではないので、今この法律の内容の政策的なよし悪しを論ずる資格もないのですから、先ほどの答弁をもつてお許しを願ひたいと存じます。

○池田(肇)委員 たいま御意見は願ひいたします。

○財津政府委員 たいまの御質問に對してお答え申し上げます。美観風致の点につきましては、できれば規定いたしました方がいいと存するのであります。ただいまの法制局長からお話のありました通り、具体的にいろいろこれを規定いたしますことは、非常に困難でございます。従いましてやはりその條例を制定いたします際に、公聴会とか、あるいは審議会とか、そういうことで、できるだけ多くの人の意見を聞いて、定めることにいたしたいと存じております。

それから第五條のお話があつたのであります。第五條は廣告物によつて表示される内容としての意思表示のものについては、全然触れないでございませう。もつぱらそれらが表示せられた場合の表示の場所、方法、及び媒

体といひますか、そういう廣告をいたしますところの廣告板とか、廣告塔と、いうようなもの設置、及びこれを維持して行く点につきまして、必要な規制を加えて行くというのでありまして、内容がどういふものであるかについては一切触れない。たとえば吉田内閣打倒という表示がありまして、その内容については別にこれを問題にするのではないでございませう。また、たいまお示しになりましたような貫一がお宮をけつていふというやうなことにございませう、その書いてある絵そのものにつきましては、こちらにおきましては、別にこれに対して何ら触れないのであります。ただその次に危険といふことであります。これはたとえば税金を納めないとか、納めるといふ廣告を見て、危険を感じるという場合を意味しておるのではないのでありまして、廣告物が壁にかけてある場合に、壁の資材構造等が非常に弱体で、これらそうになつておるとか、あるいは風が吹いたらその廣告が落ちて来て、下を通つておる人がけがをするやうなおそれがありはしないか。そういうほんとうにからだに対する危害のおそれのある場合に、この第六條は発動するものであります。

○浅利委員 ちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○浅利委員 それでは速記を始めてください。

○池田(肇)委員 旧廣告物取締法が廃止され、あらためて屋外廣告物法にした。それで取締りの対象がかわつて来た。それはこの前は安寧秩序または風俗を紊るおそれのあるものといふのが

あつたのであります。これを規制の対象から除外した理由はどういふわけでありませうか。

○財津政府委員 現行の廣告物取締法には、美観風致並びに危害防止の観点と並びまして、公共の安寧秩序及び風俗の取締りに関する規定があるのであります。これを今風俗の方と公共の安寧秩序の方を除きましたのは、一つは公共の安寧あるいは風俗取締りの関係は警察取締りに属してございまして、この法律がなくなると、大体刑法なり、あるいは警察法なり、軽犯罪なりによつて取締りができるのであります。現在におきましては、この法律は古い法律でありまして、ほとんどそういう方面においては動いてない実情でございませう。それで今回そういう思想関係あるいは風俗関係といふやうなものを一切離れまして、純粹に美観風致という観点からのみ廣告物の取締りをしたい、かように考へてこの法案を提出した次第であります。

○池田(肇)委員 そうしますと、結局大きな看板が出て、男と女がキッスしてみたり、はだかの女が足を上げたりの、そういう看板はあれはあのまま見のすというわけですね。純粹の美観風致の建前からいふのですが、その美観風致といふのが、さつきから申し上げておるやうに抽象的で、不明確な概念なのであります。美観風致といふのは、その内容は一体どういふことを指すのであります。立案者の方から詳しく御説明を願ひたいと思ひます。

○財津政府委員 美観風致の美観といふのは、建物の美観をそこなうやうなものといふ観点から見えております。風致といふのは、その附近一帯の風景と

どうか、そういうことを見ているのであります。この法案をござらぬいただきますと、第四條に掲げておること、大体美観風致の両方にかかりませうけれども、風致に非常に主力が置かれ、第五條の物件の形状、面積、色彩、意匠といふやうな部分、主として美観に關係して行くといふわけでありませう。

○池田(肇)委員 そうすると、都市計画法にも、市街地建築物法にも、實際はそういう條文があつてあるにもかかわらず、また本法案を出さなければならぬという理由は、一体どういふところにあるのであります。か、それを御説明願ひたいと思ひます。

○財津政府委員 都市計画法なり市街地建築物法なりで規定いたしておりましたことは、建築物を制限すること、ございまして、看板とか廣告物、いわゆるここで言つておる屋外廣告物のごときは規定してないのでございませう。

○池田(肇)委員 この法案で、特に營利を目的とするしなにかかわらず、すべての廣告物を規制の対象としたのは、どういふわけでありませうか。こういう條項を入れるためには、それを特に必要とした動機がなければならぬと思ひます。従つて、こういう弊害が起つたから本法案を出さなければならぬといふ動機と現象とを、あわせて御説明願ひたいと思ひます。

地方自治法の精神に照しませうと、改正の必要に迫られたのであります。そうしてこれを際して、これにかわるに屋外廣告物法といふものを制定したいと考へたのであります。なおこの法律は御承知のごとく、実質的には規制を定めまして、その実行方法については、都道府縣の條例の制定によつて行われしめるといふのであります。いわば都道府縣における屋外廣告物法の基準法とも言うべき性質を持つたものであります。こういうやうな精神から立案いたしましたのでございませう。

○浅利委員 此の際法制局長の第二部長が見えておられますから、先刻局長から示されました屋外廣告物法に対する修正案についての御説明を願ひます。

○福原參事 先ほどの席で私の方の入江局長から關係方面からの参考意見を御披露申し上げたのでございませう。その線に沿ひまして、私の方でこの程度の修正ならばどうであるかといふ試案をつつたものがございませうので、それを御参考にお示ししたいと思ひます。

その説明を簡単に申し上げますと、二箇所ございませう。まず一箇所の第四條第二項の分は、これはあるいは原案者の方のケアレズ・ミステークではないかと思ひます。一箇所の條例で定めるところにより」といふ部分が落ちてゐる。それからさらに表現において、ほかの條文と違つて表現において、形式的に改めた点でございませう。その次に第七條の第二項として、公開の聽聞の規定を入れたらどうかと思ひます。さきに入江局長から申し上げた点は、三條ないし六條の條

まして、今までと違つて美觀風致の観点から好結果をもたらすのではないかと考えております。

○瀬戸山委員 今まで効果がなかつたから、これから大いに効果あらしめる考へであるというのはけつこうでありませう。たゞ、繰返しますが、法律をつくつてあと野放しというのが、大體日本の現状でありますので、特にこの点を問題にいたしましたわけであります。今回のこの法案によりますと、先ほども申しましたように、すべてが地方の都道府縣の條例によつて云々、さうしてやるかやらないかは都道府縣の意思にまかせるという法文になつております。これは現在の憲法の趣旨によりまして、自分の管轄区域内をいかにきれいにするかという点について、それ／＼の各地方の事情に應じて、自治にまかせるという点については大いに賛成するものであります。しかしこれをやるかやらないかは各都道府縣の考へにまかされた。しかも相當風致美觀という点からは、取締りをしなければならぬという法の根本方針は、全國同じであると思つております。そこで從來も都道府縣にまかしておつたのを、この法律によつてまかせようということでありませう。各都道府縣において、この國の事務を都道府縣の國有事務に移す場合において、各都道府縣の意見を聞かれたことがあるかどうかということをお尋ねしたい。さらにまた、これは九十日以後に現行法が廢止されることになるのであります。廣告知の取締りは必要である。そこで、九十日以内に全國の都道府縣がこの法律に基いて取締りの條例をこ

しらえるだけの見込みがあるかどうか、この二点をまずお尋ねしておきたいと思ひます。

○財津政府委員 答へ申し上げませう。第一の点の、地方の府縣の意見を聞いたかどうかという点に対しては、計画課長會議などで意見を聴きましたし、また地方からさういふ要望が数箇所から出されております。條例でさういふ取締りをしたいという希望が出ておるのであります。おそらく地方としてはこれを歓迎するのではないかと存じております。それから第二の点は、九十日間ではたして條例ができるかという質問でございますが、それは極力指導、督促いたしまして、この期間内にできる見込みでおります。

○瀬戸山委員 それからこれは常に問題になるのであります。かように國の事務を法律によつて地方の事務に移す場合に、少しも経費のことが考えられていない。もちろん今日までやつておつたから、さう経費がかからないとおつたから、さう経費がかからないというお答えがあるかもしれませんが、地方公共団体の現在の財政状態は、私から申し上げるまでもないことでありませう。さらにまた地方財政法におきましては、國の事務と地方の事務との厳格なる費用の分別がなされておりますけれども、さらに地方の事情ということも考へないで、簡単に事務を地方の公共團體に移してしまふことは、相當考へてやらなければならぬ。財政的の裏づけといふものについていかに考へておられるか、簡單にお答へ願ひたい。

○財津政府委員 経費の点を御心配になるのはまことにごもつともでありまして、この点は私の方でも非常に心配しておるのであります。しかしこれを都道府縣の國有事務に移した關係上、経費としましては、どうしても府縣の方で持つてもらうほかはないと存じます。なお現在は、これは國家事務として地方へ委任しておるのでございませうが、國としてはこれに對して別に補助も何も出してはいないような状態でありまして、従つて府縣においては、その点から言いますれば、それほど新たな負担が増すわけではないかと存じます。

○瀬戸山委員 経費のことは、屋外廣告物についてそれほど大きな金ではないと思ひます。ただ審議會をつくることとそれについて相當費用がいらす。私が申し上げたのは、地方財政について、その財政をかまわすいろいろな仕事を地方にさせるという点を問題にいたしておるのであります。この点は、この法律については、これ以上追究することをやめませう。ただあと條文について二、三明らかにならしていただきたいと思ひます。

第三條についてありますが、これは「市及び人口五千以上の市街の町村の区域」、さういふことになつておりますが、市は当然全部の市が入るのか、それともそのうちのある特定の区域かという点と、さらにまた條例に定められたところの市街の町村は全部入るのか、あるいは市の場合と同じように、市街の町村のある部分だけが入るかという点を、まず第三條についてはつきりさしていただきたいのであります。

○財津政府委員 第三條の市街の町村というものは、大體廣告物はその効力を市街地において發揮するものでありますから、さういふ規定を設けたのであります。この制限をいたしますのは、大きな東京都なら東京都といふものをしないのでございませう。特殊な所、たとえば京都とか、奈良とかいふような特殊な都市、さういふ所をこの第三條で指定することもあるかもしれませんが、他の場合においては、市の一部分を指定することが多いであろうと思ひます。その市の一部分といふのは、やはり特殊な意味合いにおいて、たとえば觀光その他の見地からも、どうしてもこの場所では、美觀を保持したいといふような所に限つて、この第三條が適用になるものと考へます。

○瀬戸山委員 今の御説明では、市もしくは條例によつて指定されました市街の町村のある特定の区域といふふうな承つたのであります。この法文の読み方によつて、市街の町村の区域についてという点が重要なものであらうと思ひますが、それは都道府縣によつて、いかようにも解釈ができます。もちろん條例をつくる場合には、健全なる常識にまかせなくちやならぬから、さまかく云々するわけではありませうが、ただいまの御説明の趣旨を、この條例をつくる場合には明らかにして、指定をしていただきたいという要望をしておきます。

それと同時に第三條並びに第四條、第五條との關係についてお尋ねをいたしたいのは、第三條は、ただいまお尋ねしたように概括的に制限ができるような規定になつております。ところが第四條また第五條も同じであります。これは特定の地域もしくは特定の物件についての禁止もしくは制限をなされておるのであります。第三條の場合には大體概括的に制限もしくは禁止がされる。第四條並びに第五條の場合には、これは第三條に規定された場所もしくは物以外において、さういふものほどどこでもよろしいという關係になるのかどうかをはつきりさしていただきたい。

○財津政府委員 第三條は第四條と違つて少し包括的に規定されてあります。それは先ほども申しましたように、たとえば奈良市のごときは觀光上も、どこへも廣告物を持ち出されては困るといふふうにもしる知事が認められた場合には、その市全体を指定し得る、あるいは京都の場合には、京都の何区なら何区といふものを指定し得るのでございます。しかしこれは美觀を保持するために、どうしても必要であると知事が認めた場合に限るのでございませう。また市でなくとも、人口五千以上の市街のな——市街の町村といふとおかしいのであります。町村のうちで町を形成しているような区域についても、さういふ必要がある場合もあらうかと存するのであります。ただ第三條で注意していただきたいのは、制限だけございまして、禁止を認めておりませう。従いまして第三條によりまして、府縣知事が指定いたしました場合には、つまり廣告物の許可といふことになるだらうと思つてあります。届出をして許可を與える、さういふことに第三條はなつておるものと考へます。

○瀬戸山委員 私がお尋ねいたしますのは、第三條は、これは制限と言われ

○財津政府委員 第四條の場合には別に市街の町村、あるいは市街的な区域に限らないのでございまして、これに規定されたような場所でありまして、ずつといななかの方でもやはり適用になるのでございます。

○瀬戸山委員 もう時間が切迫しているようでありまして、あとはこの法律の運用についての要望だけを申し上げておきたいと思ひます。この法律は定義にもあります通りに、いかなる内容であるか、もしくは事業に係るあるか、政治上の見解であるか、思想の表現であるかということについて、何ら制限がないのでありますから、一切の表示された物件についての制限であります。従いましてこの取扱ひについては、條例の制定については相当慎重を要するものである。もちろん美観並びに風致の維持その他危険の予防という点については、十分なる取締りをしてなければならぬ。一面行き過ぎますと、憲法に規定されたところの言論の自由並びに出版の自由というものを制限されるおそれがありますので、この点については、かりに全面的に各都道府縣にまかされても、十分なる示

唆と申しますか、指導は私はきらいであります。そういう面を十分御考慮願いたいということ、これはこの法律の外でありますけれども、私は内を治めない者は決して外を治め得るとは思ひません。これはお耳ざわりな点があるかもしれませんが、きわめて重要なことだと思つておられますので申し上げるのであります。この衆議院内にはそういう点はございませぬけれども、現在の各官廳の内部に入りますと、きわめて乱雑をきわめておられます。いわゆる屋内廣告物取締法というものはきないのではありませんけれども、この法律の趣旨は外さへきれいにすれば、内はどうでもよいということではないと思つておられます。これは建設省だけとは限りませぬ。支関から入つて行くこととから、これは一面議論から言へばきわめて美観であるかもしれませぬけれども、普通の常識においては決して美観ではないのであります。同じく政治上もしくは思想上の表現をするにいたしまして、その表現の方法については美的感覚もあるでありまして、また知らせる方法としては一定の場所もあると思ひますけれども、各官廳におけるあの乱雑さは、決して私は屋外廣告物を取締らうという精神のある人の態度ではないと思つております。そこでこれは建設省だけに限りませんが、私はこれは政府の問題といたして、日本國家國民の財産であるところの公共建物の内部でも、もう少しきれいにしたいだきたいということ、これに関連して希望いたしますと同時に、せつかく政務次官が見えておられますから、建設省内のあの乱雑さは、何とかこの精神を織込んでいただいて、こ

れは管理者の権限においてできると思ひますから、あえて屋内廣告物法をつくる必要は全然なく、管理者の責任において制限してくだされいとは申しませぬ。もう少し秩序ある廣告を張らせていただくように要望いたしまして、私の質問を終ります。

○淺利委員長 次に前田委員。

○前田(榮)委員 私はこの法案の質疑に入る前に、議事進行について委員長にお尋ねいたすわけでございますが、委員長はこの法案を早く本会議にかけ参議院にまわさなければならぬ事情を理事會等でもお訴えになつた。そして興党の諸君がそれに御賛成になつて、できるだけ質疑を早く打切つて、本案の可決をお急ぎになつておつたのであります。私はそういうことについては、われ／＼も興党をやつておつた時代があるので、委員長として当然なことだと思つておつたのであります。ところがすでに本日は時間も相当長い間経過いたしておる。それにこういう場合における興党のやり方といたしましては、大体興党は政治的にも政府をしてやらしめるところの実行力をお持ちになつておる。何もここで長い間かかつて質疑をいたさねばならぬことはない。ただこの議案の疑問等のある点につきましては、何もここで速記録へ掲げなくても、政府の当局者と呼んで御相談もなさうし、また御質疑がで

な御態度なんです。委員長は實際この案を早くあげようというほんとうの決意なのか。われ／＼が興党時代には、まあ興党は遠慮せいで、そして野党に十分質疑をさせて、納得の上ですべての法案を早く処理するようにしようじやないか、われ／＼はこういう態度をとつて来たものなんです。にもかかわらざ、委員長の今朝の態度を見ると、實際にこの法案を早く審議を終つて、予定のコースをたどらうという御意思があるのかどうか。あるいはそれはただ単に言い訳であつて、野党のいろいろな質疑を牽制するという御意思であるのかどうか。この点はつきり明確にいたしてもらいたいと思ひます。

○淺利委員長 今のお話、ごもつともの御意見ですが、興党であるから全然質疑をしないということも、これは議案審議の上から遺憾だと思つたので、すから瀬戸山委員からも、二時間くらい時間を要するといふのを特に切詰めていただいたので、時間が遅れましたことはまことに相済みぬのであります。どうぞ皆さん御勉強くださいまして、時間外にわたりますけれども、ひとつ御精勵願いたいと思ひます。従つて前田さんなり上林さんの御意見も、大体何分くらいということを承つて、それで調節をいたしておりますから、どうぞ十分に質問なさつていただきたいと思ひます。今後出る法案につきましては、なるべくそういう方針をとることにいたします。

○前田(榮)委員 委員長から、今後議事の運営については、相当御考慮を拂われるという御意思もあつたので、議事進行についての私の質問なり意見は、これで打切ることいたします。

は管理者の権限においてできると思ひますから、あえて屋内廣告物法をつくる必要は全然なく、管理者の責任において制限してくだされいとは申しませぬ。もう少し秩序ある廣告を張らせていただくように要望いたしまして、私の質問を終ります。

○淺利委員長 今のお話、ごもつともの御意見ですが、興党であるから全然質疑をしないということも、これは議案審議の上から遺憾だと思つたので、すから瀬戸山委員からも、二時間くらい時間を要するといふのを特に切詰めていただいたので、時間が遅れましたことはまことに相済みぬのであります。どうぞ皆さん御勉強くださいまして、時間外にわたりますけれども、ひとつ御精勵願いたいと思ひます。従つて前田さんなり上林さんの御意見も、大体何分くらいということを承つて、それで調節をいたしておりますから、どうぞ十分に質問なさつていただきたいと思ひます。今後出る法案につきましては、なるべくそういう方針をとることにいたします。

本案については、内海政務次官がおいでになるので、内海政務次官から第一に御答弁を得たいのは、本案を提出される際において、この作成については非常に慎重審議をして、これなら法の精神は十分生きているという責任をもつて、慎重にこれを作成されたと思ひます。さきに法制局長が試案として出された案を見ましても、非常に妥当な修正の意見も出ておるようでありまして、さきに関係方面から指示された案を見ましても、政府として責任はどうかというところまで追究されるがどうかという論旨が發展いたしましたときにおいては、私は当局として責任をもつて御答弁申し上げたいと思ひます。

○内海政府委員 お答え申し上げます。政府というよりも、むしろ当局として、当然自信をもつて提出したものでございます。ただここに聞いていただきたいことは、私が政務次官になりましたのは、本年の二月十九日でありまして、すでにこの法案は一月の半ばにできておつたということでありまして、本日御答弁に當つておりますのは、御承知の通り立案者であり、各種の方面を調査研究されました財津都市局長がその任に當つておられるようなわけでありまして、なお答弁全体を総合されまして、政府としての責任はどうかというところまで追究されるがどうかという論旨が發展いたしましたときにおいては、私は当局として責任をもつて御答弁申し上げたいと思ひます。

○前田(榮)委員 就任が二月であつたといふことで、本案作成當時には関連がなかつた、あるいは薄かつたといふ意味かも知れませんが、そういうことについては、われわれも納得が行くのであります。しかし十日以前であらうと、二十日前であらうと、これは内海代議士でなしに、内海政務次官として吉田内閣の政府委員であり、大臣に代理して国会に臨む政府の代表者でなければなりません。従つて本案について、これを国会に提出されたときに、責任をもつて、これがはたして適当であるかどうかという判断を持たなければならぬのは、当然であります。従つてこの問題は、その作成當時に参画してゐないにかかわらず、責任を持たなければならぬと思う。そういう観点から、この原案が万全のものであるとお信じて出されたか出さないか、こういう点が第一点。

第二点は、入江法制局長から出された試案といふものは、これはただ表面だけであつて、内容は関係方面からの弱い意味での勧告で、一つの指示を受けておるわけです。そこに指示を受けておるだけに、もしこの指示が正しいものだとすれば、この法案に欠陥があつたといふことを表明しておる。従つて第二点としてお尋ねするのは、この指示が正しいとお考えになるか、またこの委員会が修正し、本会を通過した場合においては、当然政府はこれの公布をなさなければなりません、これが適当と政府の責任においてお考えになるかどうか、この二点をお尋ねいたします。

○内海政府委員 この法案の立案にあつて、参画しないから私に責任がな

いと申しません。やはり提案された当局と連帯責任をもちまして、やらなければならぬと確信しております。この法律案提出にあたりまして、いろいろその当時の立案の必要に迫られた理由を聞きまして、すでにこの法案を提出いたしましたときに、益谷大臣から説明申し上げました通り、日本の屋外廣告取締法というものは、明治四十四年の制定になるものであつて、しかもこの法律は、各府縣において、府縣のいわゆる地方長官において、独自の立場においてそれらの情勢から見ますと、都道府縣ともまちまちの取締法が行われておつたといふこと、このたび御承知のごとく、新しい憲法が制定せられ、また地方自治法も実施せられるといふことになると、こういうような取締規則をもつては十分でないといふので、この法案を制定いたしました。このたび皆さんの御協賛を仰ぎたいといふことになつたのであります。でありますから、この法案の通過に對しましては、どこまでも努力いたしまして、皆さんの御審議もいただいて、一日もすみやかに成立されんことを希望しておるものでございます。

な お入江試案とやらがここに配られておるのであります。これはこの法案に對する一つの指示であります。これは委員会の皆さんとわれわれと當局があらためて審議いたしまして、これを修正すべきものであるかどうかといふことは、今後の問題として取上げたといふのであります。私一存でここにこれがこの指示によつて、ただちに原案を修正すべきものであるかどうかといふことは申し上げることができません。どうぞこの指示につきまして

も、委員各位の慎重なる御研究をお願いしたいと考へておる次第であります。

○前田(榮)委員 今指示案なるものについての御見解が明確に表示されないことは、この法案審議について非常な支障を來すものように私は考へるのであります。少くともわれわれがこれらの法案を審議し、修正しようといふことになれば、各般の關係をも考慮に入れて、そうして自信のあるものを立法部としてこれを決定しなければならぬ。しかもその行政廳であるところの政府當局が、この案に對して明確なる態度を御決定にならずにおる。この案の態度決定については、今日に迫つておるわけなのであります。そういう際になお明確な表明がないことについては、非常に遺憾の意を表する次第であります。しかしながらただいま御答弁にありましたように、事實を率直に申されたことについては、私はその誠意をかつてこれ以上追究することを差控えたいと思つておる。ただ問題は、政府がこの案を作成するに際しての慎重な態度について、私は一つの疑問を持つておるのであります。本日も建設省の労働組合の諸君から、本案は労働運動その他労働階級の向上発展のために、一大重大關係を持つておるから、公聽会を開いてもらいたいといふ要求があつたのであります。これは当然この法案が先ほど池田君からのいろいろな質疑の中にあつたように、われわれの最も恐れるのは、日本を民主的に一大改革をしなければならぬ途上において、この民主運動を万一反つて圧迫するような状態になつたときに、都市の美觀等の問題でなしに、憲法の問題から、人権擁護の問題から、一般大衆の生活向上に關係する問題として、美觀どころではない。比重的上において一大重大な關係だと思つておる。しかしながら、労働組合員諸君のこの要求は、残念ながら、すでに時日ありませんし、手続きの問題もありまして、公聽会が開かれないうな場合に追ひ込まれておるので、これは非常に労働組合員諸君に私は申しわけないと思つておる。それができない状態になつておるのであります。こういうような観点から、この第七條の修正案等も、これとは別個なものでありますけれども、この法案の中にその実施についての聽聞会等を開くようなことをわれわれに示唆されておるような、一面言へばわれわれは屈辱的な感じがするところまで追ひ込まれておることは、私は非常に遺憾に思つておる。

○前田(榮)委員 大體政府側の態度については、今の答弁でわれわれは推測できるのであります。本案の問題は、先の質問者から申されたような、いわゆる風致を害する、あるいは公安に危険を及ぼすという問題は、当然一般國民全般ができるだけつばにしなければならぬといふことは、これは議論の余地はないのであります。ただ人間は主観的なものであります。ここに實際問題があるのであります。これは現に本日の池田君の質問と、瀬戸山君の質問と二人の質問を比べて見ても、はつきりしておるのであります。また一方の方から見れば、あの張紙だけでも非常に醜惡な場面じやないかといふことを言つておられるし、片方の方は、そういうことはそう大して醜惡でなしに、もつと世の中に醜惡な部面

があつて、しかもこれがいろ／＼な民主的な運動の上から見て、むしろ心持よいような感じがいたしておる。こういうような見解の相違がある。従つてこの問題は、最もこの点が重要なのであります。取締りの上から言つても、施行の上においても、きわめて重要なのであつて、これをただごういう條文だけで都道府県がうまく運用できるかできないか、こういう点にかかわると思つて、その内容がもつと明確にしてあつて、そして取締りの範圍というものの標準が、その見解の主観的な相違というものに立つて、非常にあやまちない程度にできてゐるならよろしいのであります。この條文では、われわれの見るところではそうできておらぬと思つて、これについて政府はそういう責任が持てるかどうか、こういう点をまず第一に明確にいたしてもらいたいと思つておる。

○内海政府委員 ごもつともな御質問であります。幸いに皆さんの御協賛を得まして、法律としてこれが世の中に出發するにあたりましては、もちろん施行に九十日間の余裕もあることであるから、都道府県に対しては、それぞれ建設大臣の指示と言ふか、そういうものをつけ加えて、そして前田さんのただいまの御意見のごとき、いわゆるこの法律執行の結果は、一党一派のために悪用されるようなことには、われ／＼は全然考えてもおりませんし、またそうあつてはなりません。殿にこういつたような問題に対しては、懐んでもらいたくないという趣意を加味した、通牒と言ふか、指示と言ふか、そういうものをつけ加えてみたいと思つておる。御意見はど

こまでも善処したいと考えております。

○前田(榮)委員 私の質問した内容の精神は、一党一派に関する取締りと申しまして、いろ／＼あるのであります。たゞとて、一枚のビラが張りつてあつても、これは共產党的だから取締る。これは民自党的だから取締らない。こんなことはどんなに輕薄な地方官吏といへどもやっておかさない、やろうと思わないのであります。ただ問題は、そういう張るビラが、一般労働組合やその他の社会運動をやつてゐる者といつたしましては、大体この戦術を——すなわち現在の労働力と現在の資力というものの上立つて、これが最も近道で、これが最も徹底しやすい方法です。たゞは新聞雑誌その他のことによつて徹底せよと言つても、現在の文化の程度ではそれは不徹底に終り、またそれらを十分に利用することは資金が許さない。こういう観点からビラ戦術というものが常識的に使われておるのであります。しかもそのビラにつきましては、このごろの紙の不足、あるいは紙の價格の高いと、こういう点から勢い古新聞等を利用しなければならぬのは、当然なる帰結なのであります。これを圧迫する二十一条の違反行為の範圍に入るおそれは十分あるのであります。従つてこのわれ／＼の今申し上げようとするのは、民自党と共產党の違ひの派閥的な取扱ひをしようというのではないのであります。今の政府の態度は、この労働組合やその他の運動をこれによつて非常な制約をされるものである。こういうことはお覚悟の上でこれを制

定されたかどうか、そういうことは全然ないとお思ひになるのかどうか、この点を明らかにしておきたい。

○内海政府委員 もちろんそういう労働運動であるとか、あるいはその他の社会運動であるとかいうようなものを取締るために制定された法律ではない、市街なり、あるいは名勝地なり、そういうところの風致美観を保持するということを中心としてきたのであります。労働運動やあるいは政党運動などを考えてやつたものではございません。

下にもぐつておるものが、必要以上にあるいは暴力行為に現われていたり、きわめて秩序を乱すような状態になるのであります。そういう点を、政府はこの法案立案において考えなければならぬ。この法案を実施した結果、必ずなるという見解をわれ／＼は持つておる。政府はそういう見解をお持ちになつておらないのか。この点をひとつお尋ねする次第であります。

○内海政府委員 原案作成にあたりましては、やはりそういう考えもありません。しかしそれは労働運動であるとか、一政党の運動を制圧するためにというふうな考えではなく、條文にもその当時規定いたしましたごとく、安寧秩序を害し、もしくは風俗を乱すのおそれありと認むるものというふうな條文を入れておいたのであります。それをいろ／＼論議いたしました結果、そういうふうな不適當な文字は避けようがないかというので、削除してゐるところの事実から考察いたしましたも、政府においては、そういうふうな法律を悪用するということ意思は断じてないことを、重ねて言明しておきます。

論みたいな答弁は求めることは差控えます。

○前田(榮)委員 私は討論になるようでありまして、あまり追究はいたしません。ただ政府の御答弁になつた本法案作成についての心持はわかるのであります。決してわれ／＼はその心持を曲解しようとは思いませんが、この法案を実施した結果が、いろ／＼な社会運動に事実上影響があるという点を、私は明確にいたしてもらいたかつたのであります。この点もどうもいくらお尋ねしても明確にならぬようでありますから、しいてこれ以上水かけ

その次にお尋ねいたしたいのは、大體廣告物法によるこの廣告者の問題でございますが、廣告者を本案によつていろ／＼制限し、美観を阻害し、あるいは公共の危険をおかすという條件によつて制限をされようとしておりますが、これらのことは民主的な日本の文化國家を建設しようとする國民に對しては、みずからの責任において、こういうことをやらせようとする法律をつくるべきものじやないかと私は思つておる。従つてこの私の見解として廣告、ことに張紙、この点から言いますと、張紙に責任者を明確にしておいて、そうしてその責任者が張紙の使命が終つたらとと取除かせる、こういうふうなみにみずからの責任において、國民一人々々が日本國家の全体の都市の美観その他のことを守る、こういうことになければ、いくら社会的訓練をしようと思つても、従來の日本のやうに、ただ官吏が何か命令してくれれば、あるいはサーベルで何か指示してくれれば、あるいはいろいろな依存的なことでは、ほんとうに文化國民としての育成にはならぬと思つておる。従つてこの法律が、そういう点から私には一つの不備な点があると思つておる。従つて、そういう点についての政府のこの法案に對するところの御意見を、お伺ひいたしたいと思つておる。

○内海政府委員 重ねての御質問であります。実はその点は提案者である當局の考えと前田さんの考えが少し食い違ひがあるのではないかと考えます。先ほども申し上げましたるごとく、地方自治法の改正と、さらに民法

方面においては改正は加えられておる。そこで今日の公選知事によつて、しかも都道府県民全体の公選による知事によつて、さらに府縣民が選挙したところの都道府県議会の議員によつて、そしてこの法律のわく内におけるいわゆる條例を決定する。つまり都道府県議会の自由にして、明朗なる氣分をもつて制定するところの條例によつて行うのでありますから、そこには決して官僚的色彩もなければ、また専制、独裁の意味もなく、今日までの明治四十四年以來の官僚万能時代の法律のおもかげがなく、まことに民主的のな屋外廣告取締法というものを、一つの規制といたしまして、その中に民選議員、民選知事によつて審議して條例を決定することになるのでありますから、その御心配はないのではなからうか、こう考へておられます。

○前田(榮)委員 その手續についての民主的な方法云々という点には、別に私は疑義を持つておりません。しかし民主國家というものは、ただ府縣の團體やその他の團體だけが民主的な行動をすれば、民主國家はでき上るのではないのであります。八千万國民の一人一人が民主的であればならぬ、またその精神が織り込まれていなければならぬという建前に立たなければならぬと思ふのであります。そういう点で、廣告物をするその者が、その廣告物に一つ責任を持つ、われわれが一步街路を歩いても、街路を歩くそのものがあるいは喉をばくことはいけない、あるいは紙をばらまいてはいけない、というような責任を持つ、こういうことではなければならぬと思ふ。そういう点から、廣告物法によるこのこれら

の廣告者に責任を持たせて、そしていたずらに今瀬戸山君や池田君からの質問にあつたように、あるいは地方の各府縣の取締りに差違ができてみたり、あるいは行き過ぎができるのではないかと、あるいは御心配になつておる点はたしかにあると思ふ。そういうような心配のある方に頼らないで、個人々々に、ピラに対して、何の何が張つたという責任を明確にさせておいて、それは何日間という一定の制限を加えるか、あるいは演説会等であるならば、何月何日何時に演説をするという廣告をいたしたならば、その演説が終つたならばそれを取除かせるというようなことでやれば、何もそう大して廣告という法律にいたしたとしても、いろいろの箇所がいけないとか、あるいは張り方が右に向いておるからいけないとか、左に向いておるからいけないとか、これは風致を非常に害するとか、われわれからいへば、いらざる制限を加えて、あるいはこれが労働運動その他の、今日重要な、健全なる発達を願われるところの、労働組合あたりの運動に支障を來すというようなことなしにこれができると思ふ。その点をなぜやらなかつたか、そういう点の御当局の御見解を願ひたいと思ふ。

○財津政府委員 御趣旨はまことにごもつともでありまして、理想といたしましてはそういうふうな仕向けて行きたいと思ふのでございます。しかし現段階におきましては、まだそれだけで美観を維持するといふ目的を達成するまでに至つていないと存するのであります。従いまして、ここには一應罰則を設けたのであります。しかし實際

問題といたしましては、ただいまの前田委員の仰せになりましたように、そういうふうな、みずからの責任において守らして行くといふような、指導をして行く必要があると存じます。またピラに対しましては責任者の名前を書かせるように、これは條例で定めたいと思つておられます。そういうふうにして行きます。自然にお互いが責任を持つように仕向けて行くように指導して行きたい、かように考へております。

○前田(榮)委員 相当時間も経過いたしましたようでありまして、私は最後に二件ほどお尋ねしたいと思ふ。前に瀬戸山君と池田君との質問の中にあつたのであります。瀬戸山君の質問の中の言葉では、張紙を見て非常に不快に感じ、風致を非常に害したとおっしゃつたのであります。池田君の質問に対して、当局は、その書き方や色彩やそういうようなピラの内容には触れない、そういうことは、それによつてこれが風致を害するとか、その他の關係で取締標準を置いておらない、こういうふうにお答弁になつたと思ふのですが、これはその解釈してよいのかどううか、この点。もう一つは、選挙法の取締りの上において、選挙にはピラが相当使われるのであります。もちろん大衆今日の衆議院議員の選挙法は公營になつておりますから、そういう心配はいらぬわけですが、しかしながらこれはただ衆議院の選挙法にのみ今使われおるのであります。將來どういふ改正等が行われるかもわかりませんが、この選挙法による選挙の取締りのピラについては、特殊な考へが何もこれに規定してありません。その点は選挙

に使われるものの中に含まれておるかどうか、またこれに対して何かほかの御意見があるかどうか、この二点をお尋ねいたします。

○財津政府委員 第一点につきまして、ピラの内容そのものには触れないのでございます。従つてピラの中身にどういふことが書いてあるかということについては触れないのであります。ただ色彩については取締りの範圍に属するのであります。ですからきわめて醜惡な色、あるいはあまりに見る人が嫌惡の情をもよおすような色彩があるとすれば、そういうものは取締りの対象になります。それから第二の点については、ほかの法令で規定されておるものにつきましては、この法律は触れないのでございます。

○前田(榮)委員 色彩の問題でふに落ちぬ点があるので、もう一度お尋ねしますが、色彩は取締るが、中に書いてある文字等は取締りの対象としないという御意見であります。そういういたしますと、文字は対象としないが、絵画は対象とするというように解釈するの、か、また色彩というものはただ色だけで醜惡というようなことはあり得ないと思ふのですが、この点もつと明確にしていただきたいと思ふ。

○財津政府委員 色彩は、どういふ絵が書いてあるかというやうな問題ではなくて、ちよつとその廣告を見た場合に、目に触れるその色が、きわめてあざといとかいふやうな場合に取締るのでありまして、大体色彩についてはその取締りはないのだと存じます。

○上林委員 私質問に入る前に議事進行に關して発言したいと思ひます。私どもも國民の代表として選ばれておるのでありますから、重要法案の審議に對しましては、なるべくこの審議を早めることに協力することについては、やぶさかでないのであります。そのために本日もまた時間を経過してもいろいろ質問應答されておると思ふのであります。なお残つておる問題は相当と思ひますので、本日は質問を一應打切つて、明日に持ち越してもらいたいということを提案いたします。

○淺利委員 通告はあなただけが残つておるのでありますから、どうぞひとつ勉強してやつて下さい。あなたがおしまいですから、ちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○淺利委員 速記を始めてください。

○上林委員 先ほど來の質疑應答で、風致美観の一般的な概念は、大体明らかにされたと思ふのであります。それが一つであります。都道府縣の條例によつてそれを取締るというやうなことがあるのですが、その場合を考へて、ひとつ風致美観という点を具体的に明らかにするために御質問申し上げたいのであります。私ども、という言葉が妥當であるかどうかわかりませんが、農民運動、労働運動ないしは大衆的な立場に立つ政党组织をやつておるものから申しますと、いろいろ事情もありません。りつばな紙にりつばな文字で、常にポスターならポスターを張るといふことができない場合もある。農民大會の告知をする、あるいは税金の懇談會があるから集つてもらいたい、というような案内の意味のポスターを張る、そういう場合に、りつばな紙でポス

ターを張るといふことができない場合が多いと思ひます。たとへば新聞紙を用いるとか、あるいは官報の必要なものを利用するとかいふことを、非常に私どもは用いておるのでありますが、古新聞紙あるいはいらぬ物に書かれたる文字は、必ずしも墨痕淋漓、あざやかに書かれない場合もあると思ひます。そういうものが風致美観を害することになるかどうかといふことを、つまり本委員会の法定解釈でも申しましようか、それを明らかにしておくためにお伺いしたいと思います。

○財津政府委員 お答え申し上げます。いかなるものが風致美観を害するかどうかといふことは、ときと場所によつても異なるのでありまして、このに場所の関係はきわめて重要な要素をなすと思ひます。従いまして、それが風致美観を害するから取り、それが風致美観を害さないものとして取縮らぬかといふことは、條例を待つて、さらに具体的な問題に移すほかはないと存するものであります。必ずしもつばな紙でなければならぬ、あるいは新聞紙の場合にはいけな、というようには考へておりません。また一時的なものでもありますれば、さつつかえはないと思ひます。ただ定着される場合、べた／＼張られるといふことは、やはり第二條に書いておきます一定の期間継続して云々といふことに該当して行くものと考へております。

○上林委員 その問題についてもう一点お伺いしておきたいのですが、農民大会なり、あるいは労働組合の大会なり、あるいはいろいろ／＼なそれらに関連した会合を持つてを予告するため

に、ポスターを張るといふ場合を考へてみますと、集會を持つ前に取縮られてしまふばすでにだめである。これはこちらからいへば圧迫と申しましようか、全然集會がぶちこわしになつてしまひます。それでどういふ点はつきりしておいてもらいたいと思ひます。大体そういうポスターは、こういうものを張ればこれだけの利益があると思はれるといふような、営業者の非常につばな告知とは全然異なる場合が多いと私は考へるのであります。従つて張る場所といへば、許されたる電柱とか、あるいは個人の建物なり、公共の告知板といふものに限られておるといふので、そういう所に張られておるポスターなりビラなりが、取縮りの対象になるかどうかといふ点をお伺いしたいと思います。

○財津政府委員 今のお尋ねの、たとへば講演會を開く告知をするといふようなビラに對しては、これは何も内容を言うわけではありませんが、そういう一時的なものに對しては、できるだけ取縮りたくないと思ひます。ただやはり電柱などにべたりとくつつけられまうと、これははがすのたいへんでございます。従つてやはりこれは相當の期間継続して張られるものと同じように見なさなければならぬのではないかと考へます。この法案を施行しまして、條例ができましたならば、できるだけ多く告知板等を設けさせるように指導したいと思ひます。おられますから、そういう場所に張る、あるいはこれは實際問題としては、その行かないかとも思ひますが、ピンでとめるとか、つまり期間が来たらすぐはがしてしまへるといふような状態に

おいて張られるならば、そういうものは一時的なものとして取縮らない方針でございます。

○上林委員 先ほどちよつと申し上げました通り、そういう目的を持つて、大会なりそういう集會を持つ場合に、集會の以前に取縮られてしまふばそれほも目的を達することはできないので、そういう場合を救済する道はどこで開かれておるか。法制の建前は都道府縣知事にまかされておるような形ですが、それで必ずしも全國の都道府縣知事の意見が一致するとは思へない。それを救済する方法は、どこでその道が開かれておるかといふ点をお伺いしたい。

○財津政府委員 第一に、この條例をつくり出す場合に、そういう種類のもの、できるだけ取縮らないようにこの條例で規定することができると思ひます。なお實際問題といたしまして、そういうビラが除去されるという場合がありましたときには、それは第八條に基いて救済して行くことになるかと思ひます。

○上林委員 ただいまの説明で大体了解いたしました。希望として條例をおつくりになる場合に、そういう救済規定を一つ置いてもらいたいといふことを申し上げまして、これに關する質問は終りたいと思ひます。

その次に御質問申し上げたい点は、私から言へば突如としてなんです。先ほど屋外廣告物法案に對する修正案が私どもに配付になつておるので、そこで私は速記のないときに一應御質問を申し上げましたが、私どもも承つたところでは、これは政府の提案でなければ、議員から提出された修正

案でもない、法制局長の修正試案であるといふことを聞きましたが、かつてこういう例があつたかどうか、この点をまずお伺いしたいと思います。

○内海政府委員 法律案が上程されましたときに、あるいはそれに利害關係を持つた團體なり、または個人なりから、いろいろ／＼な修正意見が出ることはあなたも御承知の通りであります。また委員個人としても、その法律の審議に當りまして、いろいろ／＼希望もあり修正意見もあるといふことは、御承知であると思ひます。先ほど法制局長がお見えになつて、われ／＼の前に指示せられました修正案なるものは、やはりその一つではないかと思ひます。この修正案に對しては、政府としてどういふように扱つかと申しますと、われわれが現段階においていやくも確信を持つて提案いたしました以上は、原案をもつて最も妥當であるといふことを考へまして、まず委員会の修正意見が出まして、委員会において多数をもつて修正意見を可決いたしましたときにおいては、それに対して態度を決するのでありますけれども、この修正案に對しましては、前段同様私としてはどこまでも政府原案をもつて正しいものと考へるほかはございません。

○浅利委員長 上林君に申し上げます。今の法制局長試案というふうなものでもないであります。先刻法制局長の説明されました通り、ある方面からの勧告が出た、その勧告を委員会において取上げるならば、こういう形でやつたらどうかといふことで、かりに案をつくつて見て委員会の参考に供したにすぎないといふのであります。

て、修正をすかしのいかは委員会の判断でやつて行くことである。それから、その点はよく御了承願ひます。

○上林委員 委員長のお話はよくわかりました。政務次官の御答弁は私にはまだ了解に苦しむのです。個人的にせよ、團體からせよ、修正意見はいろいろ出されると思ひます。しかし先ほどの場合は正式に委員会が開催されておるといふことをよく考へ願ひたいと思ひます。休憩の時間ないしは理事會の懇談會といふ場合であれば、今の政府次官の御答弁が當てはまるのではないかと思ひます。先ほどの場合は正式に常任委員会が開催されておつたのですから、そういう場合とは全然意味が違ふのではないか。これは先ほど速記中止中でありましたが、今後の前例になるおそれがあると思ひます。しかし法制局長のお話を聞いておると、内容については答弁する何ものもない、あるいは批判の何ものもない、あるいは受取られる御説明があつたのであります。それが内容に觸れておると、しかも政府原案を修正するといふ重大な問題を突如として正式の委員会に持出されることになつておると、私は納得が行きかねるのです。その意味ではただいまの政務次官の答弁では私は不満です。その点正式の常任委員会であつたといふ前提のもとに立つて、もう一度御答弁願ひたいと思ひます。

○浅利委員長 ちよつと申し上げておきますが、その案は修正案と見る必要はないので、法制局長が委員会の参考の資料として持つて来たものにすぎないのでありますから、そこは誤解のないように願ひます。

○上林委員 しかし先ほどの答弁は懇談会と混同しています。もう一度政務次官に御答弁願いたい。

○内海政府委員 それではもう一度御答弁を申し上げます。先ほどの提案というよりも、むしろ政府並びに委員会に対して、こういう意見もあるのだがどうかという相談であつて、一種の試みの参考の案であります。それをまともから受けて政府が同意するのせぬのといふ次第のものではない。私は、そういう懇談的、相談すくのものから取上げて、どうかという次第のものではないから、政府としてはあくまで政府提案の原案を支持するほかはないと申し上げたのであります。

○上林委員 懇談会の席上に出されたものをあえて問題にしているのか、ご答弁が受取れるのです。その点をはつきりしていただきたい。

○内海政府委員 決して問題にしてはいるわけではございません。どういふように扱つか、これに対してどういふ考えを持つておるかという御質問のようでありましたから、私が申し上げたのであります。どうぞ誤解なく御了承願います。

○浅利委員 速記をとめて。

(速記中止)

○浅利委員 それでは速記を始めてください。

○池田(肇)委員 この屋外廣告物法が憲法違反になる疑いがあるのですから、わざ／＼御足労を煩わした次第でございます。この「美観風致を維持するため」に必要があると認めるときは、市及び人口五千以上の市街の町村の区域について、屋外廣告物の表示及び廣告物を掲出する物件の設置を制限する

ことができる。とか、あるいは美観風致を維持するために必要があると認めるときは、廣告物及びこれを掲出する物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法について禁止又は制限をすることができるといふこと。ところがこの法案にうたわれているのでありますが、私正式に法務廳の御見解をここで伺つておきたいのであります。つまり憲法第二十一條の「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」という條文と、本法案に盛り込まれている内容との関係、これについて御見解をお伺いしたいと思います。

○殖田國務大臣 この法案は、憲法に申します公共の福祉のためにその自由を制限するといふ結果になるので、公共の福祉のためにやむを得ざる規定として出て来るものであると思ひます。

○池田(肇)委員 憲法の第十二條にはなるほど「公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」國民は、これを濫用してはならない」といふのがありますけれども、その前文に「この憲法が國民に保障する自由及び権利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならぬ。」といふことになつておられます。従つてこの國民的義務は、國民の責任において、國民の不斷の努力によつて、それが濫用にならないようにすべきでありまして、これが上から法律として國民を取締るといふような形式で出されることは、いささか逆に、この憲法の公共福祉といふことを利用して、上から統制を強化しようといふように考えられるのであります。その点はいかが

でございますか。

○殖田國務大臣 政府で提出をいたしました法案でありますけれども、これは法律となりまして國民の法律であります。國民が自分の意思をもつて公共の福祉のためにさうな取締規定を設けたい、それがつまり不斷の努力の現われであると思ひます。

○池田(肇)委員 それでは今度はごまかいところで質問したいと思ひます。第五條では美観風致を維持するために必要であると認めるときは、廣告物及びこれを掲出する物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法、これを制限し、あるいは禁止するのです。そのうたはしますと、實際上これを表示する場合に、この形ではいかがでございますか、この色彩では法に触れないでございませうか、この面積ではいかがでございますか、この面積では意匠でございますか、このうたは、このうたを二々縣廳の縣知事にお伺い立てなければならぬことになる。この千差万別の廣告物を、一々條例に規定するといふことは困難でございませう。それは先ほど政府委員もさう言つておられます。従ひまして都道府縣知事が、これじやいかぬ、あれじやいかぬといふように、一々検閲するといふ形になつて来ると思ふ。これはやはり憲法違反だと思ふ。検閲はこれをしてはならない。これは事前検閲になる。明らかに事前検閲をやらなければ、實際にこのことを実行することができなくなります。この点はどうでございますか。

○殖田國務大臣 それは實際に出て参ります條例の内容いかんによりましてけれども、條例がもし非常に行き過ぎたものでありますならば、憲法違反の問題が起つて来ます。しかしながらい

たえば大阪府の公安條例とか、福井の公安條例とか、非常にこれは憲法違反であるといつて糾弾された問題があつたのです。そうして實際にこれは憲法違反の疑いがあるといつて一部修正されたのです。實際にどういふ事例があるのではありませんから、必ずしも全國の都道府縣廳が、さうな非常識なことをしないといふことは、現在の日本においては保証の限りではないのであります。でありますから、われ／＼衆議院議員が、こゝへあなたをわざ／＼呼び出して問題にするわけなのでございます。

○池田(肇)委員 ただいま法務廳總裁は、どうもおかしな看板も出ておる。これは取締りなければならぬといふようにおっしゃいましたけれども、先ほど政府委員の方では、内容については問題にしないとおっしゃつておる。そうするとこれは法務廳の見解と大分違つて来ると思ひますが、どうでございますか。

○殖田國務大臣 内容ではございませぬ。外に現われた形状、色彩等について申すのであります。

○池田(肇)委員 外に現われた形状、色彩というのがなほ不明確でありますから、われ／＼が先ほどから問題にして居るのです。今法務廳總裁は、そういう非常識な都道府縣知事はない

だらうとおっしゃいましたけれども、たとえば大阪府の公安條例とか、福井の公安條例とか、非常にこれは憲法違反であるといつて糾弾された問題があつたのです。そうして實際にこれは憲法違反の疑いがあるといつて一部修正されたのです。實際にどういふ事例があるのではありませんから、必ずしも全國の都道府縣廳が、さうな非常識なことをしないといふことは、現在の日本においては保証の限りではないのであります。でありますから、われ／＼衆議院議員が、こゝへあなたをわざ／＼呼び出して問題にするわけなのでございます。

○池田(肇)委員 ところで、第三條の「條例で定めるところにより、美観風致を維持するために必要であると認めるときは」云々といふ條項ですが、この地域をいかにいかに一括して、その地域全体においていかに看板、いかなる表示も全部これを禁止するといふことになるのであります。どうか、それをお伺いしたい。

○殖田國務大臣 極端に申せば、あるいは禁止することができるといふけれども、それが、しかしこれによりまして、設置を制限することができるとありますから、絶対に禁止することはできないのではないと思ひます。

○池田(肇)委員 そうするとあるものによつては設置を制限し、あるものによつては設置を許可するといふことになりませぬか。

○財津政府委員 私からかつてお答え申し上げます。第三條の場合は許可を得ることになると思ひますが、その前に條例におきましては、規格をきめるといふことになると思ひます。たと

えば大ききについては、何尺四方のものはいけなとか、あるいはこういふものはいけなとかいうような見本を示しまして、そういう悪い見本に合致しない以上は、すべて許可を與える、こういうことになると思います。

○池田(肇)委員 そこがはなはだ不明確なのですが、たとえば人口五千以上の市街の町村の区域について、そういう物件の設置を制限するという場合に、たとえば市町村の揭示物のごときものも全部一律に制限の対象になるものかどうか、それともそういうものはいいが、こういうものはだめだというような規定になるかどうかということなのです。

○財津政府委員 内容については全然問わないのでありますから、内容ではなくて、規格を定めるといふだけの問題になります。ことに今御質問の点によりますと、人口五千以上の市街の町村の区域においてはどこでもそういうことが起り得るのではないかと、こういうにお考えになつておられるのじやないかと聞いたのであります。これは特殊の所でありまして、大体第三條が適用になる場合はそうたくさんはないものと考へております。

○池田(肇)委員 それではもつと具体的に申します。たとえば市街地建築物法の規定によれば、指定された住居専用地区または美観地区というのがある。ここで一切禁止するということになると、たとえば指導標だとかそれから役場の公示板、こういうものも撤去しなければならぬ。もつとひどいことを言いますと、史蹟名勝、天然記念物の保存法により指定された地域の立看板——これはどういふ由來のもの

云々、源義経がどうのこうのというよな説明事項も廣告だということになつて、これも制限されるということになる。これはよいとして、こういうのは置いてはいかぬというように、結局内容に対する制限がここから出て來ざるを得ぬと思つて、その点どうお考えになりますか。

○財津政府委員 ただいま御質問になりましたような場合については條例で定めるのであります。條例においては、たとえば例をお引きになりました天然記念物の説明のごときものについては、これは除外するというような規定が條例の中でもしたつたわけとしますならば、それは除外されるわけでございます。しかし一應この法案の中味には入つておるわけでございます。

○池田(肇)委員 それでは法務總裁にあらためて質問いたしますが、美観風致というやうなことで國民の表現の自由を拘束するということ、この美観風致という概念から拘束されて非常に困る階級が現実にあるのであります。それはたとえば労働組合であるとか、あるいは共産党とか、社会党とか、労働党とかいうやうな、すなわち現政府と闘争をしてゐる団体があるわけですから。これは現政府と闘争しなければ自己の権利を守ることができないという建前を闘争しておるのであります。闘争という過激な言葉を使いますと、法務總裁はへんに聞くかもしれません。が、いろいろな要求をし団体交渉をし、團体的な行動をする自由ははつきりとうたわれておるところであります。ポツダム宣言においてもはつきりとうたわれておるところであります。美観

風致というやうな概念で、そういう運動がいささかなりとも妨害される、ないし拘束制限されるということがあつては、これはまた憲法違反になる。憲法の自由を拘束されることになる。私は考へるのであります。そういう点いかがでありますか。そういう団体交渉、政治運動、労働運動の自由ということと、美観風致を守ることとどつちが重いか、憲法上どつちに重点を置いて問題を処理しなければならぬか。將來こういう紛争は必ず起きるのでありますから、そういう場合にどつちに重点を置かなければならぬかというやうな点について、法務總裁の明確な御答弁を伺つておきたいと思つております。

○殖田國務大臣 非常にむずかしい問題であります。結局國民が美観を維持したい、美観に與えるバリエー、それからただいま申しましたやうな闘争行為の自由に対するバリエー、これは権衡論であります。國民がどつちが重いかと考へ、重い方が自由をよけいにかが制限されるわけであり。重くない方が國民のデイスクリションに任せるほかにないと思つて。従つてこれは條例を制定する都道府縣の縣知事が、國民の徴知を代表いたしまして考へることだろつと思つて。それをどういふ常識をもつて考へられないやうな條例をつくるやうであれば、都道府縣知事はその任にたえざるものである、また國民全体がさうにはなはだ理性に欠けた処置をするならば、この國民は憲法を維持するに足らない國民だと思つて。そういうことではないと思つて、ありますから、まず國民の常識に訴へて、

憲法の大きな精神から考へまして、調和のある運用ができて參ると思つて。この法律自体は決して悪いものではないと思つて。私はつばな目的を持つておると思つて。よきインテンションを持ち、そのインテンションにかのうごとき立法であると思つて。さうに御心配の点はいろいろございまして、これが實際の今後のこの法律の運用にまつて考へていただくほかはないと思つて。極端なことを考へれば、これは心配は際限がありませんが、私はさうな心配は、日本の國民においてないと思つて。ことにこれはお話を伺つておりますと、都道府縣知事に任せずして、國會が詳細な規定を設ける方がお考へに合ふかもしれません。しかしながら風致のごときものはその地方々々によりまして特殊な味を持つておるものでありますから、その地方團體において考へることが最も適切ではあるまいか、自治の精神にもかなうゆゑんではあるまいか、こういう意味でこれは都道府縣その他の地方團體の條例に任してあるものとして考へております。御懸念の点は私も重々考へないことはないものであります。まずもつてさうな御心配はあつても、これは考へまして、この法案に私は賛成をしておるわけであり。最後、法務總裁としては、この法案がさういふふうに實施されないことを願う意味で、本案の附則についても、日本の労働運動ないし政治運動、自由な組合運動、こういうものを取締るがごとき意圖を持つていないといふやうな意味を、つけ加えた方がいゝと思つてお考へはお持ちになつておられませんか。

○殖田國務大臣 お話のごときことであれば、いかなる法案にも、これは憲法に違反してはならぬ、これは憲法の精神に抵触してはならぬと書くべきであります。それはもう憲法治下の常識でありまして、その必要はないと思つてお考へておられます。

○淺利委員長 これにて質問は大体終了したものと認めます。お諮りいたします。本案に関する質疑をこの程度において終了いたすに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○淺利委員長 御異議なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。ちよつと速記をやめて……
〔速記中止〕

○淺利委員長 速記を始めてください。それでは本日はこれにて散会いたします。なお明日は午前十時からの予定です。午後七時三十分散会

昭和二十四年六月二十五日印刷

昭和二十四年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局